

官報

平成二十五年五月二十二日

○第百八十三回 参議院會議録第二十一号

平成二十五年五月二十二日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十一号

平成二十五年五月二十二日

午前十時開議

- 第一 平成二十二年一度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年一度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年一度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年一度政府関係機関決算書

第二 平成二十二年一度国有財産増減及び現在額総計算書

第三 平成二十二年一度国有財産無償貸付状況総計算書

第四 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、議員辞職の件
以下 議事日程のとおり

平成二十五年五月二十二日 参議院會議録第二十一号

議員辞職の件 平成二十二年一度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年一度政府関係機関決算書、平成二十二年一度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年一度政府関係機関決算書外二件

○議長(平田健二君) これより会議を開きます。この際、議員の辞職についてお諮りいたします。去る二十日、大江康弘君から議員辞職願が提出されました。

辞表を参事に朗読させます。

(参事朗読)

辞職願

このたび一身上の都合により参議院議員を辞職いたしたくお願い申し上げます

平成二十五年五月二十日

大江 康弘

参議院議長 平田 健二殿

○議長(平田健二君) 大江康弘君の議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。

よつて、許可することに決しました。

○議長(平田健二君) 日程第一 平成二十二年一度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年一度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年一度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年一度政府関係機関決算書

日程第二 平成二十二年一度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第三 平成二十二年一度国有財産無償貸付状況総計算書

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。決算委員長金子原二郎君。

(審査報告書は本号末尾に掲載)

(金子原二郎君登壇、拍手)

○金子原二郎君 たいま議題となりました平成二十二年一度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

その内容につきましては、昨年二月二十四日の本会議において財務大臣から概要の報告を聴取いたしましたので、これを省略させていただきます。

委員会におきましては、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうかを精査するとともに、政府施策の全般について国民的視野から実績評価を行い、その結果を将来の予算編成及びその執行に反映させるとの観点に立つて審査を行つてまいりました。

委員会におきましては、内閣総理大臣を始め全閣僚出席の下での全般質疑のほか、全六回に及ぶ省庁別の審査など、合計九回の審査を行い、東日本大震災復興・復興関係経費の迅速かつ円滑な執行の確保、特別会計における剰余金の縮減と効率的活用に向けた取組、国庫補助金等により都道府県等に造成された基金の有効活用、独立行政法人日本原子力研究開発機構における「もんじゅ」関連施設の未活用と経費支出の透明性確保、情報システムに係る契約の競争性確保及び情報共有体制の構築等について質疑が行われたほか、行財政全般にわたる議論が交わされました。その詳細は會議録によつて御承知願います。

なお、本件決算外二件の審査を受けて、昨年八月二十七日には、内閣に対し七項目の措置を要求する決議を、また、同日及び九月三日には、国会法第一百五條の規定に基づく会計検査院に対する計四件の検査要請を行つております。要請した検査項目は、東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等、東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況、三菱電機株式会社等による過大請求事案及び裁判所における会計経理等の状況であります。

なお、第百八十回国会閉会後の昨年十月十八日には、東日本大震災の復興・復興経費等に関する件について集中的な調査を行いました。

五月二十日、質疑を終局し、委員長より、本件決算審査を踏まえ、本会議で議決すべき議決案及び二項目から成る内閣に対し措置を要求する決議案を提出いたしました。

以下、議決案の内容を申し上げます。

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1 東日本大震災からの復興・復興に向けた迅速かつ効果的な取組が求められている中、復興・復興関係経費の一部が、震災前から一般会計により継続的に実施されていた事務・事業等に支出されたり、被災地域における社会経済の再生や生活の再建等に直接結びつくとは考え難い使途に充てられたりなどしていたことは、看過できない。

政府は、同経費の財源が増税による国民負担で賄われていることを強く認識して、その使途が被災地域それぞれの需要や期待に添えるものとなるよう的確に予算を措置し、これまでの支出の精査による見直し作業を更に進めるとともに、今後とも、住まいとなりわい

再建を最優先に、予算の査定、事業実施箇所の選定等を厳格に行うべきである。

2 政府の重要な意思決定に係る会議については、決定過程の透明化を図るとともに、事後の検証作業に資するため、その議事録等の作成、保存、公開等が不可欠であるにもかかわらず、東日本大震災への対応に当たった緊急災害対策本部、原子力災害対策本部等の十五組織中、十組織において議事録が作成されなかったこと、このうち三組織では議事概要等も作成されず議事内容の記録が残されなかったこと、また、北陸電力株式会社志賀原子力発電所等の設置許可に際し、原子力安全委員会が開いた審査会等の議事録が現存しておらず、審査過程を検証できない状態となつてい

ることは、看過できない。

政府は、重要な意思決定に係る会議について議事録等の作成、保存及び公開に係る明確な基準を早期に策定及び公表するとともに、議事録等が未作成の会議等については早急に記録を整備すべきである。

3 国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費に關し、虚偽の会計書類を作成するなどして、支払金を業者に管理させるなどの不適正な会計経理が行われていた事態について、本院決算委員会が平成十七年度決算審査措置要求決議により是正を促し、政府は平成二十年一月までに改善措置を講じたと報告していたにもかかわらず、これ以降も同様の事態が見受けられたことは、極めて遺憾である。

政府は、公的研究費に係る不適正な会計経理の全容について早急に調査結果を取りまとめ、これを公表するとともに、補助金等の不正使用の根絶に向けて、研究機関及び研究者に対して一層の指導を行い、今後、同種の事

業を基金を設けるなどして実施する場合においても、不適正な会計経理が発生することのないよう万全な体制を構築すべきである。

4 各府省等が行うシステム開発等において、平成二十三年度までに五十四億五千万円もの予算を投じてきた特許庁の情報システムが当初計画どおりに完成する見込みのないまま開発中断に至つたり、厚生労働省の検疫業務等に係るシステムの一部が業務上の使用に耐えないなどのため全く利用されていなかったりしているなど、失敗事例が相次いで明らかとなったことは、遺憾である。

政府は、これらの事例を教訓とし、各府省等において同様の事態が繰り返されることのないよう、システム開発等に関わる職員の資質や意識を向上させるとともに、システムの要求性能の検討や開発工程の管理等を適切に行うべきである。

5 独立行政法人原子力安全基盤機構が実施する原子力施設の検査について、検査ミスを電力会社に指摘されるまで気がつかなかったこと、電力会社の資料の不備を見落とし必要な検査の一部を実施しなかったこと、検査対象である電力会社等の事業者が作成した検査要領書に従って検査を行っていたことなど、事業者依存体質が明らかとなり、検査に対する信頼を失わせたことは、極めて遺憾である。

政府は、機構における検査業務の改善に向けた取組を着実に履行させるにとどまらず、失墜した国民の信頼を回復すべく、抜本的な見直しを行い、検査の主体性及び独立性を確立するとともに、中長期的な視点から専門人材を確保・養成するなどして、原子力の安全確保に関する基盤を整備すべきである。

以上が議決案の内容であります。

討論を終わり、採決の結果、本件決算は多数を

もつて是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもつて委員長提案のとおり警告すべきものと議決され、また、措置要求決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、国有財産関係二件は、いずれも多数をもつて是認すべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) 日程第一の平成二十二年

決算の委員長報告は、本件決算を是認すること及び内閣に対し警告することから成っております。

これより採決をいたします。

まず、本件決算を委員長報告のとおり是認することについて採決をいたします。

本件決算を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十三

賛成 百七十二

反対 二十一

よつて、本件決算は委員長報告のとおり是認することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することについて採決をいたします。

賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十二

賛成 百九十二

反対 〇

よつて、全会一致をもつて委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 次に、日程第二の国有財産増減及び現在額総計算書について採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十二

賛成 百七十一

反対 二十一

よつて、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 次に、日程第三の国有財産無償貸付状況総計算書について採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十二

賛成 百七十七

反対 十五

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 先ほど議決されました内閣に対する警告に関し、内閣総理大臣から発言を求められました。内閣総理大臣安倍晋三君。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいまの御決議に對しまして所信を申し述べます。

政府としては、従来から国の諸施策の推進に当たって、適正かつ効率的に執行するよう最善の努力を行つていくところでありますが、今般、五項目にわたる御指摘を受けましたことは誠に遺憾であります。

これらの御決議の内容は、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えており、御決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような御指摘を受けることのないよう改善、指導してまいります。

(拍手)

○議長(平田健二君) 日程第四 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長加藤敏幸君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔加藤敏幸君登壇、拍手〕

○加藤敏幸君 ただいま議題となりました国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この条約は、ハーグ国際私法会議において作成されたものでありまして、監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるものであります。

委員会におきましては、ハーグ条約締結の意義と国内実施法案との整合性、条約の運用におけるドメスティック・バイオレンス被害者への配慮や支援、条約発効前の子の連れ去りや留置事案への対応、条約の実施に果たす外務省や在外公館の役割とその強化、管轄する裁判所を増やす必要性等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十一

賛成 百九十一

反対 〇

よって、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 日程第五 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長石井準一君。

〔石井準一君登壇、拍手〕

○石井準一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、不特定多数の者が利用する大規模な建築物等の耐震診断の義務付け及びその結果の公表、耐震改修計画の認定基準の緩和並びに認定に係る建築物の容積率及び建蔽率の特例の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、災害時に避難所としての役割を果たす旅館、ホテル等の耐震診断、耐震改修への支援の必要性、地方公共団体における補助制度導入、拡充の必要性、耐震診断の結果の公表の在り方、新たな耐震改修工法の活用促進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十四

賛成 百九十四

反対 〇

よって、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十六分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長		議員	
平田 健二君	山崎 正昭君	田村 智子君	吉田 忠智君	紙 智子君	真山 勇一君
		大門実紀史君	福島みずほ君	石橋 通宏君	中西 健治君
		中谷 智司君	寺田 典城君	藤谷 光信君	林 久美子君
		米長 晴信君	加藤 敏幸君	榎葉賀津也君	小野 次郎君
		増子 輝彦君	櫻井 充君	藤原 正司君	樽井 良和君
		小西 洋之君	西村まさみ君	斎藤 嘉隆君	田城 郁君
		川合 孝典君	蓮 舫君	尾立 源幸君	小見山幸治君
		白 眞勲君	岩本 司君	広田 一君	柳田 稔君
		奥石 東君	松井 孝治君	小林 正夫君	那谷屋正義君

池口 修次君	直嶋 正行君	森田 高君	島尻安伊子君	中山 恭子君	片山さつき君
有田 芳生君	石井 浩郎君	岩井 茂樹君	相原久美子君	加賀谷 健君	青木 一彦君
足立 信也君	津田弥太郎君	北川イッセイ君	末松 信介君	山根 隆治君	羽田雄一郎君
藤井 基之君	岡田 広君	田中 直紀君	石井 一君	小坂 憲次君	佐藤 正久君
佐藤 ゆかり君	藤川 政人君	舩添 要一君	宇都 隆史君	高階恵美子君	中原 八一君
牧野たかお君	西田 昌司君	塚田 一郎君	二之湯 智君	松村 祥史君	
水岡 俊一君	北澤 俊美君	水戸 将史君	江島 潔君	片山虎之助君	横峯 良郎君
磯崎 仁彦君	金子 洋一君	大河原雅子君	武内 則男君	赤石 清美君	長谷川大紋君
藤本 祐司君	芝 博一君	小泉 昭男君	中川 雅治君	谷 博之君	山谷えり子君
野上浩太郎君	前田 武志君	江田 五月君	尾辻 秀久君	山東 昭子君	荒井 広幸君
渡辺 猛之君	長谷川 岳君	上野 通子君	熊谷 大君	中西 祐介君	丸山 和也君
古川 俊治君	大家 敏志君	中村 博彦君	野村 哲郎君	岡田 直樹君	

水落 敏榮君	川口 順子君	関口 昌一君	岩城 光英君	松山 政司君	鈴木 政二君
岸 龍二君	山崎 力君	秋野 公造君	舟山 康江君	石川 博崇君	三原じゅん子君
谷合 正明君	平山 誠君	浜田 昌良君	渡辺 孝男君	亀井亜紀子君	福岡 資麿君
荒木 清寛君	主 演 了君	世耕 弘成君	西田 実仁君	金子原二郎君	森 まさこ君
木庭健太郎君	山口那津男君	内閣総理大臣	財務大臣	外務大臣	国土交通大臣
山本 順三君	宮沢 洋一君	脇 雅史君	磯崎 陽輔君	橋本 聖子君	谷川 秀善君
溝手 顕正君	吉田 博美君	竹谷とし子君	はた ともこ君	横山 信一君	谷 亮子君
山本 博司君	平山 幸司君	石井 準一君	山本 香苗君	藤原 良信君	猪口 邦子君
加藤 修一君	長沢 広明君	佐藤 公治君	加治屋義人君	松 あきら君	魚住裕一郎君
森 ゆうこ君	山本 一太君	衛藤 晟一君	白浜 一良君	草川 昭三君	安倍 晋三君
麻生 太郎君	岸田 文雄君	太田 昭宏君			

議長の報告事項
去る十七日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員		総務委員		財政金融委員		文教科学委員		厚生労働委員		予算委員		決算委員		行政監視委員	
大塚 耕平君	古川 俊治君	石橋 通宏君	熊谷 大君	藤本 祐司君	岩井 茂樹君	江島 潔君	有村 治子君	吉川 沙織君	吉田 博美君	川合 孝典君	江島 潔君	塚田 一郎君	主 演 了君	井上 哲士君	舟山 康江君
補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
藤本 祐司君	江島 潔君	吉川 沙織君	有村 治子君	大塚 耕平君	林 芳正君	古川 俊治君	熊谷 大君	石橋 通宏君	岩井 茂樹君	山根 隆治君	古川 俊治君	中原 八一君	はた ともこ君	紙 智子君	平山 誠君

国家基本政策委員

世耕 弘成君 補欠 脇 雅史君

予算委員

岩井 茂樹君 補欠 武見 敬三君

藤川 政人君 世耕 弘成君

横山 信一君 加藤 修一君

決算委員

大島九州男君 補欠 西村まさみ君

山根 隆治君 樽井 良和君

武見 敬三君 岩井 茂樹君

中原 八一君 塚田 一郎君

古川 俊治君 江島 潔君

加藤 修一君 横山 信一君

はた ともこ君 主濱 了君

紙 智子君 井上 哲士君

平山 誠君 舟山 康江君

行政監視委員

江島 潔君 補欠 古川 俊治君

塚田 一郎君 中原 八一君

主濱 了君 是た ともこ君

議院運営委員

西村まさみ君 補欠 大島九州男君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

寺田 典城君 補欠 水野 賢一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事 江崎 孝君 (尾立源幸君の補欠)

理事 連 舩君 (連舩君の補欠)

理事 熊谷 大君 (宇都隆史君の補欠)

理事 石川 博崇君 (石川博崇君の補欠)

理事 柴田 巧君 (安井美沙子君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

アレルギー疾患対策基本法案(江田康幸君外二名提出(衆第一五号))

国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案(桜内文城君外三名提出(衆第一七号))

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六六号)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

農林水産委員会に付託

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案(閣法第二三号)

国土交通委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。

平成二十二年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年年度国庫収納金整理資金受払計算書、平成二十二年年度政府関係機関決算書審査報告書

平成二十二年年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書

平成二十二年年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

大学の設置認可の在り方に関する質問主意書(江口克彦君提出(第九七号))

よど号グループに関する質問主意書(有田芳生君提出(第九八号))

裁判員制度に関する質問主意書(加賀谷健君提出(第九九号))

竹島問題に関する質問主意書(加賀谷健君提出(第一〇〇号))

総理大臣公邸に関する質問主意書(加賀谷健君提出(第一〇一号))

風営法のダンス営業規制に関する質問主意書(加賀谷健君提出(第一〇二号))

昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

石橋 通宏君 補欠 岡崎トミ子君

斎藤 嘉隆君 神本美恵子君

石井 浩郎君 山東 昭子君

藤川 政人君 中原 八一君

総務委員

有田 芳生君 補欠 吉川 沙織君

谷 博之君 樽井 良和君

徳永 久志君 難波 奨二君

有村 治子君 熊谷 大君

衛藤 晟一君 宇都 隆史君

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

法務委員

金子 恵美君 補欠 大久保潔重君

長浜 博行君 江田 五月君

吉川 沙織君 有田 芳生君

外交防衛委員

那谷屋正義君 補欠 榑葉賀津也君

猪口 邦子君 中原 八一君

はた ともこ君 佐藤 公治君

文教科学委員

神本美恵子君 補欠 斎藤 嘉隆君

榑葉賀津也君 那谷屋正義君

大江 康弘君 上野 通子君

山東 昭子君 石井 浩郎君

山田 俊男君 有村 治子君

厚生労働委員

大久保潔重君 補欠 小川 敏夫君

岡崎トミ子君 石橋 通宏君

農林水産委員

小川 敏夫君 補欠 金子 恵美君

松浦 大悟君 小見山幸治君

熊谷 大君 山田 俊男君

長谷川 岳君 大江 康弘君

経済産業委員

水野 賢一君 補欠 松田 公太君

佐藤 公治君 是た ともこ君

国土交通委員

上野 通子君 補欠 長谷川 岳君

佐藤 信秋君 青木 一彦君

環境委員

辞任

江田 五月君

補欠

長浜 博行君

小見山幸治君

松浦 大悟君

樽井 良和君

谷 博之君

難波 獎二君

徳永 久志君

青木 一彦君

佐藤 信秋君

中原 八一君

猪口 邦子君

松田 公太君

水野 賢一君

国家基本政策委員

辞任

脇 雅史君

補欠

世耕 弘成君

予算委員

辞任

宇都 隆史君

補欠

衛藤 晟一君

世耕 弘成君

藤川 政人君

武見 敬三君

岩井 茂樹君

加藤 修一君

横山 信一君

決算委員

辞任

樽井 良和君

補欠

川合 孝典君

西村まさみ君

大島九州男君

岩井 茂樹君

武見 敬三君

横山 信一君

加藤 修一君

行政監視委員

辞任

中原 八一君

補欠

脇 雅史君

議院運営委員

辞任

大島九州男君

補欠

西村まさみ君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政府開発援助等に関する特別委員

辞任

大塚 耕平君

補欠

広田 一君

大江 康弘君

脇 雅史君

中原 八一君

二之湯 智君

山本 香苗君

石川 博崇君

東日本大震災復興特別委員

辞任

水野 賢一君

補欠

寺田 典城君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
共生社会・地域活性化に関する調査会委員

辞任

大江 康弘君

補欠

吉田 博美君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

大島九州男君

補欠

白 眞勲君

榎葉賢津也君

斎藤 嘉隆君

谷 博之君

那谷屋正義君

片山さつき君

石井 浩郎君

中川 雅治君

上野 通子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
経済産業委員会
理事 岩井 茂樹君 (岩井茂樹君の補欠)
国土交通委員会
理事 渡辺 猛之君 (渡辺猛之君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。
成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案(衆第一六号)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六号)

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案(閣法第六八号)

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二二号)

租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガンジー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三三号)

租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

旅券法の一部を改正する法律案(閣法第四三三号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(二階俊博君外十一名提出)(衆第一八号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法の一部を改正する等の法律案(中西健治君外一名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)審査報告書
建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
十一か国とのTTP事前交渉に関する質問主意書(又市征治君提出)(第一〇四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員神本美恵子君提出放射線に関する副読本に関する質問に対する答弁書(第九五号)
参議院議員舟山康江君提出TTP協定交渉における日米両国の公開文書の不一致に関する質問に対する答弁書(第九六号)

審査報告書
平成二十二年一度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年一度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年一度国庫金整理資金受払計算書、平成二十二年一度政府関係機関決算書

右は多数をもって別紙のとおり議決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成二十五年五月二十日
参議院議長 平田 健二殿
決算委員長 金子原二郎

一、本件決算は、これを是認する。
二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1 東日本大震災からの復旧・復興に向けた迅速かつ効果的な取組が求められている中、復旧・復興関係経費の一部が、震災前から一般会計により継続的に実施されていた事務・事業等に支出されたり、被災地域における社会経済の再生や生活の再建等に直接結びつくとは考え難い使途に充てられたりなどしていたことは、看過できない。

政府は、同経費の財源が増税による国民負担で賄われていることを強く認識して、その使途が被災地域それぞれの需要や期待に添えるものとなるよう的確に予算を措置し、これまでの支出の精査による見直し作業を更に進めるとともに、今後とも、住まいとなりわい再建を最優先に、予算の査定、事業実施箇所を選定等を厳格に行うべきである。

2 政府の重要な意思決定に係る会議については、決定過程の透明化を図るとともに、事後の検証作業に資するため、その議事録等の作成、保存、公開等が不可欠であるにもかかわらず、東日本大震災への対応に当たった緊急災害対策本部、原子力災害対策本部等の十五組織中、十組織において議事録が作成されなかったこと、このうち三組織では議事概要等も作成されず議事内容の記録が残されなかったこと、また、北陸電力株式会社志賀原子力発電所等の設置許可に際し、原子力安全委員会が開いた審査会等の議事録が現存しておらず、審査過程を検証できない状態となつてい

ることは、看過できない。
政府は、重要な意思決定に係る会議について議事録等の作成、保存及び公開に係る明確な基準を早期に策定及び公表するとともに、

議事録等が未作成の会議等については早急に記録を整備すべきである。

3 国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費に関し、虚偽の会計書類を作成するなどして、支払金を業者に管理させるなどの不適正な会計経理が行われていた事態について、本院決算委員会が平成十七年度決算審査措置要求決議により是正を促し、政府は平成二十年一月までに改善措置を講じたこと報告していたにもかかわらず、これ以降も同様の事態が見受けられたことは、極めて遺憾である。

政府は、公的研究費に係る不適正な会計経理の全容について早急に調査結果を取りまとめ、これを公表するとともに、補助金等の不正使用の根絶に向けて、研究機関及び研究者に対して一層の指導を行い、今後、同種の事業を基金を設けるなどして実施する場合においても、不適正な会計経理が発生することのないよう万全な体制を構築すべきである。

4 各府省等が行うシステム開発等において、平成二十三年度までに五十四億五千万円もの予算を投じてきた特許庁の情報システムが当初計画どおりに完成する見込みのないまま開発中断に至つたり、厚生労働省の検疫業務等に係るシステムの一部が業務上の使用に耐えないなどのため全く利用されていなかったりしているなど、失敗事例が相次いで明らかとなつたことは、遺憾である。

政府は、これらの事例を教訓とし、各府省等において同様の事態が繰り返されることのないよう、システム開発等に関わる職員の資質や意識を向上させるとともに、システムの要求性能の検討や開発工程の管理等を適切に行うべきである。

5 独立行政法人原子力安全基盤機構が実施す

る原子力施設の検査について、検査ミスを電力会社に指摘されるまで気がつかなかったこと、電力会社の資料の不備を見落とし必要な検査の一部を実施しなかったこと、検査対象である電力会社等の事業者が作成した検査要領書に従って検査を行っていたことなど、事業者依存体質が明らかとなり、検査に対する信頼を失わせたことは、極めて遺憾である。

政府は、機構における検査業務の改善に向けた取組を着実に履行させるにとどまらず、失墜した国民の信頼を回復すべく、抜本的な見直しを行い、検査の主体性及び独立性を確立するとともに、中長期的な視点から専門人材を確保・養成するなどして、原子力の安全確保に関する基盤を整備すべきである。

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額

一〇〇、五三四、五六二百万円余
九五、三二一、三四一百万円余

歳出決算額

三八六、九八四、九一七百万円余
三四五、〇七四、〇〇五百万円余

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額

五二、三八五、九九三百万円余
九、一五五、八三五百万円余

歳出決算額

四一、五六六、三九二百万円余

国稅收納金整理資金受払計算書

受入 収納済額

支払 支払命令済額

歳入組入額

政府関係機関決算書

収入決算額

支出決算額

一、二〇四、四九二百万円余
一、四〇六、三三四百万円余

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがなかったかどうかという観点に立つて、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

また、別紙のとおり、内閣に対し、平成二十二年度決算審査措置要求決議を行った。

平成22年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 情報システムに係る契約の競争性確保及び情報共有体制の構築について
高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する予算は毎年度多額に上っており、平成22年度も約1兆円が計上された。情報システムに係る調達では、政府全体として戦略的調達による効率的な予算執行が求められるにもかかわらず、予定価格の算定について特段の定めはなく、体系的な概算・リアルも確立されないまま、各府省等で契約事務が行われている。また、20年度から22年度までの契約を見ると、従前に比べ競争契約の割合が大幅に増加しているものの、その半数以上が一者応れであるため、契約全体での平均落札率は9割以上と高止まりしている。さらに、情報システムに係る政府調達事例データベースの充実等を政府の基本指針に定めていながら、各府省等が保有する情報が登録されていない上、登録情報もニーズを踏まえていないため、データベースの活用は低調で、情報の共有が十分達成されていない。政府は、情報システムに係る調達に関して、これまでの本委員会の決議等を踏まえてレガシーシステムの刷新等を進めてきたところであるが、引き続き実質的な競争性の確保に努めるとともに、各府省等が保有する有用な情報を共有し、その有効活用を図るため、調達事例データベースへの情報登録を徹底するなど、所要の措置を講ずべきである。

2 特別会計予備費の予算計上の在り方の見直しについて
各特別会計の予算には、毎年度、それぞれ必要に応じ予備費が計上されており、特別会計予備費の予算額は、平成4年度以降の20年間で、総額1兆円から3兆円程度の規模となっている。一方で、同時期に使用された特別会計予備費の合計額はいずれの年度も予算総額の1割にも満たず、使用実績が全くない特別会計も多数に上っている。平成22年度においても、各特別会計の予算に計上された予備費の総額は1兆8,497億円であったが、このうち使用された額は計29億円にとどまっており、

特別会計予備費の予算総額のうち99.8%が不用額となっている。
政府は、財政資金を一層効率的に活用するため、これまでの各特別会計における予備費の使用実績が低水準であることを踏まえ、平成25年度予算では一定の改善が見られてはいるが、今後も引き続き予備費の計上の在り方について検証し、必要な見直しを行うべきである。

一、平成二十二年国一般会計歳入歳出決算
一、平成二十二年国特別会計歳入歳出決算
一、平成二十二年国国税収納金整理資金受払
計算書
一、平成二十二年国政府関係機関決算書

右
国会に提出する。

平成二十三年十一月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

審査報告書

平成二十二年国国有財産増減及び現在額総計
算書

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年五月二十日

決算委員長 金子原二郎

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づ
き、国会に報告されたもので、平成二十二年
中の一般会計及び特別会計を合わせたの国有財
産の増加額は、一兆四千九百九十五億五千五
百万円余、減少額は、一兆七千六百四億五千
万五千円余、差引純減少額は、六兆千八百八
億九千四百万円余である。

これを平成二十一年度末現在額百七兆三千
七百四十八億四千百万円余から減算すると、平成
二十二年度末現在額は百一兆九百三十九億四
千六百万円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、これ
を是認すべきものと認めた。

審査報告書

平成二十二年国国有財産無償貸付状況総計
算書

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年五月二十日

決算委員長 金子原二郎

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づ
き、国会に報告されたもので、平成二十二年
中の一般会計及び特別会計を合わせたの無償貸
付の増加額は、三千二百七十億七千六百万
円余、減少額は、三千五百六億九千四百万
円余、差引純減少額は、二百三十六億八百万
円余である。

これを平成二十一年度末現在額一兆八百三十
四億二千七百万円余から減算すると、平成二十
二年度末現在額は一兆五百九十八億九百万
円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、これ
を是認すべきものと認めた。

平成二十三年十一月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定
により、平成二十二年国国有財産増減及び現在
額総計算書並びに平成二十二年国国有財産無償
貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。

(別冊は省略する)

審査報告書

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条
約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年五月二十一日

外交防衛委員長 加藤 敏幸

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、監護の権利の侵害を伴う国境を
越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則とし
て常居所を有していた国に子を迅速に返還する
ための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の
接触の実現のための協力等について定めるもの
である。我が国がこの条約を締結することは、
このような国際的な協力を通じ、不法な連れ去
り等によつて生ずる有害な影響から子を保護す
るとともに、親子の接触の機会を確保すること
により子の利益に資するとの見地から有意義で
あると考えられるので、妥当な措置と認める。
一、費用
別に費用を要しない。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条
約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年四月二十三日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 平田 健二殿

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する

条約の締結について承認を求めるの件

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約
の締結について、日本国憲法第七十三条第三号た
だし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する
条約

この条約の署名国は、

子の監護に関する事項において子の利益が最も
重要であることを深く確信し、

不法な連れ去り又は留置によつて生ずる有害な
影響から子を国際的に保護すること並びに子が常
居所を有していた国への当該子の迅速な返還を確
保する手続及び接触の権利の保護を確保する手続
を定めることを希望し、
このための条約を締結することを決定して、次
のとおり協定した。

第一章 条約の適用範囲

第一条

この条約は、次のことを目的とする。

a いずれかの締約国に不法に連れ去られ、又
はいずれかの締約国において不法に留置され
ている子の迅速な返還を確保すること。

b 一の締約国の法令に基づく監護の権利及び
接触の権利が他の締約国において効果的に尊
重されることを確保すること。

第二条

締約国は、自国の領域内においてこの条約の目
的の実現を確保するため、全ての適当な措置をと
る。このため、締約国は、利用可能な手続のうち
最も迅速なものを用いる。

第三条

子の連れ去り又は留置は、次のa及びbに該当する場合には、不法とする。

a 当該連れ去り又は留置の直前に当該子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人、施設又は他の機関が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。

b 当該連れ去り若しくは留置の時にaに規定する監護の権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたこと又は当該連れ去り若しくは留置がなかったならば当該権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたであろうこと。

aに規定する監護の権利は、特に、法令の適用により、司法上若しくは行政上の決定により、又はaに規定する国の法令に基づいて法的効果を有する合意により生ずるものとする。

第四条

この条約は、監護の権利又は接触の権利が侵害される直前にいずれかの締約国に常居所を有していた子について適用する。この条約は、子が十六歳に達した場合には、適用しない。

第五条

この条約の適用上、

a 「監護の権利」には、子の監護に関する権利、特に、子の居所を決定する権利を含む。
b 「接触の権利」には、一定の期間子をその常居所以外の場所に連れて行く権利を含む。

第二章 中央当局

第六条

締約国は、この条約により中央当局に対して課される義務を履行するため、一の中央当局を指定する。

連邦制の国、二以上の法制を有する国並びに自治権及び領域的管轄を有する組織を有する国は、二以上の中央当局を指定し、その権限が及ぶ領域の範囲を定めることができる。二以上の中央当局を指定した国は、申請が自国内の適当な中央当局に移送されるよう、申請の送付先となる一の中央当局を指定する。

第七条

中央当局は、子の迅速な返還を確保し、及びこの条約の他の目的を達成するため、相互に協力し、及びそれぞれの国内における権限のある当局の間の協力を促進する。

特に、中央当局は、直接に又は仲介者を通じて、次の事項を目的として、全ての適当な措置をとる。

- a 不法に連れ去られ、又は留置されている子の所在を特定すること。
- b 暫定措置をとり、又はとらせることによつて、子に対する更なる害悪又は利害関係者に対する不利益を防止すること。
- c 子の任意の返還を確保し、又は問題の友好的な解決をもたらすこと。
- d 望ましい場合には、子の社会的背景に関する情報を交換すること。
- e この条約の適用に関連する自国の法令につき一般的な情報を提供すること。
- f 子の返還を得るための司法上若しくは行政上の手続を開始し、又は当該手続の開始について便宜を与えること、及び適当な場合には接触の権利について内容を定め、又は効果的な行使を確保するように計らうこと。
- g 状況により必要とされる場合には、法律に関する援助及び助言(弁護士その他法律に関

する助言者の参加を含む)を提供し、又はこれらの提供について便宜を与えること。

h 子の安全な返還を確保するための必要かつ適当な行政上の措置をとること。
i この条約の実施に関する情報を常に相互に通報し、及びこの条約の適用に対する障害を可能な限り除去すること。

第三章 子の返還

第八条

監護の権利が侵害されて子が連れ去られ、又は留置されたと主張する個人、施設又は他の機関は、当該子の常居所の中央当局又は他の締約国の中央当局に対し、当該子の返還を確保するための援助の申請を行うことができる。

当該申請には、次のものを含める。

- a 申請者、子及び当該子を連れ去り、又は留置しているとされる者の特定に関する情報
 - b 可能な場合には、子の生年月日
 - c 申請者が子の返還を請求する根拠
 - d 子の所在及び子と共に所在すると推定される者の特定に関する全ての入手可能な情報
- 当該申請に次のものを添付し、又は当該申請を次のものにより補足することができる。
- e 関係する決定又は合意の写しであつて、証明を受けたもの
 - f 子が常居所を有していた国の関係法令に関する証明書又は宣誓供述書であつて、当該国の中央当局その他の権限のある当局又は資格を有する者が作成したもの
 - g その他の関係文書

第九条

前条に規定する申請を受領した中央当局は、子が他の締約国に現に所在すると信ずるに足りる理

由がある場合には、当該申請を当該他の締約国の中央当局に直接かつ遅滞なく移送し、要請を行った中央当局又は申請者に対しその旨を通知する。

第十条

子が現に所在する国の中央当局は、当該子が任意に返還されるよう全ての適当な措置をとり、又はとらせる。

第十一条

締約国の司法当局又は行政当局は、子の返還のための手続を迅速に行う。

関係する司法当局又は行政当局が当該手続の開始の日から六週間以内に決定を行うことができない場合には、申請者は、遅延の理由を明らかにするよう要求する権利を有するものとし、要請を受けた国の中央当局は、自己の職権により又は要請を行った国の中央当局が求めるときは、遅延の理由を明らかにするよう要求する権利を有する。要請を受けた国の中央当局は、その要求への回答を受領したときは、当該回答を要請を行った国の中央当局又は申請者に転送する。

第十二条

子が第三条の規定の意味において不法に連れ去られ、又は留置されている場合において、当該子が現に所在する締約国の司法当局又は行政当局が手続を開始した日において当該子の不法な連れ去り又は留置の日から一年が経過していないときは、当該司法当局又は行政当局は、直ちに、当該子の返還を命ずる。

司法当局又は行政当局は、前項に規定する一年が経過した後手続を開始した場合においても、子が新たな環境に適応していることが証明されない限り、当該子の返還を命ずる。

要請を受けた国の司法当局又は行政当局は、子

が他の国に連れ出されたと信するに足りる理由がある場合には、当該子の返還のための手続を中止し、又は当該子の返還の申請を却下することができる。

第十三条

前条の規定にかかわらず、要請を受けた国の司法当局又は行政当局は、子の返還に異議を申し立てる個人、施設又は他の機関が次のいずれかのことを証明する場合には、当該子の返還を命ずる義務を負わない。

a 子を監護していた個人、施設又は他の機関が、連れ去り若しくは留置の時に現実に監護の権利を行使していなかったこと、連れ去り若しくは留置の時以前にこれに同意していたこと又は連れ去り若しくは留置の後にこれを黙認したこと。

b 返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があること。

司法当局又は行政当局は、子が返還されることを拒み、かつ、その意見を考慮に入れることが適当である年齢及び成熟度に達していると認める場合には、当該子の返還を命ずることを拒むことができる。

司法当局又は行政当局は、この条に規定する状況について検討するに当たり、子の社会的背景に関する情報であつて当該子の常居所の中央当局その他の権限のある当局により提供されるものを考慮に入れる。

第十四条

要請を受けた国の司法当局又は行政当局は、第三条の規定の意味において不法な連れ去り又は留

置があつたか否かを確認するに当たり、子が常居所を有していた国の法令及び司法上又は行政上の決定(当該国において正式に承認されたものであるか否かを問わない。)を、当該法令に関する証明のため又は外国の決定の承認のために適用される特定の手続がある場合においてもこれによることなく、直接に考慮することができる。

第十五条

締約国の司法当局又は行政当局は、子の連れ去り又は留置が第三条の規定の意味において不法なものであるとの決定又は判断を申請者が当該子が常居所を有していた国において得ることができる場合には、当該子の返還を命ずる前に、当該申請者に対し当該決定又は判断を得るよう要請することができる。締約国の中央当局は、申請者が当該決定又は判断を得ることをできる限り援助する。

第十六条

子が自国に連れ去られ、又は自国において留置されている締約国の司法当局又は行政当局は、当該子が第三条の規定の意味において不法に連れ去られ、又は留置されている旨の通知を受領した後、この条約に基づいて子が返還されないことが決定されるまで又はこの条約に基づく申請が当該通知を受領した後合理的な期間内に行われない場合を除くほか、監護の権利についての本案の決定を行わない。

第十七条

要請を受けた国において監護に関する決定が行われたという事実又は当該国において当該決定が承認され得るという事実のみをもつて、この条約に基づく子の返還を拒む根拠としてはならない。もつとも、要請を受けた国の司法当局又は行政当

局は、この条約の適用に当たり、当該決定の理由を考慮することができる。

第十八条

この章の規定は、司法当局又は行政当局が有するいつでも子の返還を命ずる権限を制限するものではない。

第十九条

この条約に基づく子の返還に関する決定は、監護の権利についての本案の判断としてはならない。

第二十条

第十二条の規定に基づく子の返還については、要請を受けた国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないものである場合には、拒むことができる。

第四章 接触の権利

第二十一条

接触の権利について内容を定め、又は効果的な行使を確保するように計らうことを求める申請は、締約国の中央当局に対して、子の返還を求める申請と同様の方法によって行うことができる。

中央当局は、接触の権利が平穩に享受されること及び接触の権利の行使に当たり従うべき条件が満たされることを促進するため、第七条に定める協力の義務を負う。中央当局は、接触の権利の行使に対するあらゆる障害を可能な限り除去するための措置をとる。

中央当局は、接触の権利について内容を定め、又は保護するため及び接触の権利の行使に当たり従うべき条件が尊重されることを確保するため、直接に又は仲介者を通じて、手続を開始し、又はその開始について援助することができる。

第五章 一般規定

第二十二条

いかなる保証、担保及び供託(その名称のいかんを問わない。)も、この条約の適用を受ける司法上又は行政上の手続に要する費用の支払を保証するために要求してはならない。

第二十三条

認証その他これに類する手続は、この条約との関係において要求することができない。

第二十四条

要請を受ける国の中央当局に送付される申請、連絡その他の文書は、原語によるものとし、当該国の公用語又はこれが実現不可能な場合にはフランス語若しくは英語による翻訳を添付する。

ただし、締約国は、第四十二条の規定に従つて留保を付することにより、自国の中央当局に送付される申請、連絡その他の文書におけるフランス語又は英語のいずれか一方の使用を拒むことができる。

第二十五条

締約国の国民及び締約国に常居所を有する者は、この条約の適用に関係のある事項に関し、他の締約国において、当該他の締約国の国民及び当該他の締約国に常居所を有する者と同じ条件で法律に関する援助及び助言を受けることができる。

第二十六条

各中央当局は、この条約を適用するに当たり要する自己の費用を負担する。中央当局その他締約国の公の当局は、この条約に基づいて行われた申請に係るいかなる手数料も徴収してはならない。これらの当局は、特に、手続の費用及び弁護士その他法律に関する助言者が

参加した場合にはその参加により生ずる費用の支払を申請者に要求することができない。ただし、これらの当局は、子の返還の実施のために要した費用又は将来要する費用の支払については、要求することができる。

前項の規定にかかわらず、締約国は、第四十二条の規定に従つて留保を付することにより、前項に規定する費用であつて弁護士その他法律に関する助言者の参加又は裁判所における手続により生ずるものを自国の法律に関する援助及び助言に係る制度によつて負担することができ、場合を除くほか負担する義務を負わない旨を宣言することができる。

司法当局又は行政当局は、この条約に基づいて子の返還を命じ、又は接触の権利に関する命令を発する際に、適当な場合には、子を連れ去り、若しくは留置した者又は接触の権利の行使を妨げた者に対し、申請者により又は申請者のために支払われた必要な費用（旅費、子の所在を特定するために要した費用又は支払、申請者の法律上の代理人に係る費用及び子の返還に要する費用を含む。）を支払うよう命ずることができる。

第二十七条
申請がこの条約に定める要件を満たしていないこと又は申請に十分な根拠がないことが明白である場合には、中央当局は、当該申請を受理する義務を負わない。この場合において、中央当局は、その理由を申請者又は当該申請を移送した中央当局に対して直ちに通知する。

第二十八条
中央当局は、申請者のために行動する権限又は申請者のために行動する代理人を指名する権限を当該中央当局に委任する書面を申請に添付するよう要求することができる。

う要求することができる。

第二十九条
この条約は、第三条又は第二十一条の規定の意味における監護の権利又は接触の権利の侵害があつたと主張する個人、施設又は他の機関が、締約国の司法当局又は行政当局に直接に申請（この条約に基づくものであるか否かを問わない。）を行うことを妨げるものではない。

第三十条
この条約に従い締約国の中央当局に対して又は直接司法当局若しくは行政当局に対して行われた全ての申請は、これに添付され、又はいずれかの中央当局によつて提供された文書その他の情報と共に、締約国の裁判所又は行政当局において受理されるものとする。

第三十一条
子の監護に関して領域内の異なる地域に適用される二以上の法制を有する国に關し、

a 当該国における「常居所」というときは、当該国の領域内のいずれかの地域における常居所をいうものとする。
b 「常居所を有していた国の法令」というときは、当該国の領域内の地域であつて子が常居所を有していたものの法令をいうものとする。

第三十二条
子の監護に関して異なる範疇の者に適用される二以上の法制を有する国に關し、「国の法令」というときは、当該国の法令において特定する法制をいうものとする。

第三十三条
子の監護に関する法令を領域内の地域ごとに異なる国は、単一の法制を有する国がこの条約を適用する義務を負わない場合には、この条約を適用する義務を負わない。

適用する義務を負わない場合には、この条約を適用する義務を負わない。

第三十四条
この条約及び千九百六十一年十月五日の未成年者の保護に関する当局の権限及び準拠法に関する条約の双方の締約国の間においては、この条約の適用範囲内の事項については、この条約が優先して適用される。この条約は、不法に連れ去られ、若しくは留置された子の返還を得ること又は接触の権利の内容を定めることを目的として、要請を行う国と要請を受ける国との間で効力を有する他の国際文書又は要請を受ける国の他の法令を適用することを制限するものではない。

第三十五条
この条約は、締約国間において、この条約が当該締約国について効力を生じた後に行われた不法な連れ去り又は留置についてのみ適用する。

第三十六条
この条約のいかなる規定も、二以上の締約国が、子の返還に關して受ける制約を限定するため、この条約の規定であつてこのような制約を伴い得るものの適用を排除することをこれらの締約国の間において合意することを妨げるものではない。

第三十七條
この条約は、ハーグ国際私法會議の第十四回會期の時に同會議の構成國であつた國による署名の

ために開放しておく。
この条約は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、オランダ王国外務省に寄託する。

第三十八條
その他の國は、この條約に加入することができる。

加入書は、オランダ王国外務省に寄託する。
この條約は、これに加入する國については、加入書の寄託の後三番目の月の初日に効力を生ずる。

加入は、加入國とその加入を受け入れる旨を宣言した締約國との間においてのみ効力を有する。
いずれかの國の加入の後この條約を批准し、受諾し、又は承認する構成國は、その旨の宣言を行わなければならない。これらの宣言は、オランダ王国外務省に寄託するものとし、同省は、その認證謄本を外交上の経路を通じて各締約國に送付する。

この條約は、加入國とその加入を受け入れる旨を宣言した國との間においては、受け入れる旨の宣言の寄託の後三番目の月の初日に効力を生ずる。

第三十九條
いずれの國も、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、自國が國際關係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの條約を適用することを宣言することができる。その宣言は、この條約が当該國について効力を生ずる時に効力を生ずる。

この宣言及びその後の適用領域の拡大は、オランダ王国外務省に通告する。

第四十条

この条約が対象とする事項に関して異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する締約国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、この条約を自国の領域内の全ての地域に適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言することができるものとし、別の宣言を行うことによりその後いつでもこの宣言を変更することができる。

これらの宣言は、オランダ王国外務省に通告するものとし、この条約が適用される領域内の地域を明示する。

第四十一条

締約国が自国内において行政上、司法上及び立法上の権限が中央の当局とその他の当局とに配分された統治体制を有する場合には、当該締約国がこの条約に署名し、これを批准し、受諾し、若しくは承認し、若しくはこれに加入し、又は前条の規定に基づき宣言を行うことは、当該締約国内における権限の配分に何ら影響を及ぼすものではない。

第四十二条

いずれの国も、批准、受諾、承認若しくは加入の時までに又は第三十九条若しくは第四十条の規定に基づく宣言を行う時に、第二十四条又は第二十六条第三項に規定する留保の一方又は双方を付することができる。その他のいかなる留保も、認められない。

いずれの国も、いつでも、自国が付した留保を撤回することができる。撤回は、オランダ王国外務省に通告する。

留保は、前項の通告の後三番目の月の初日に効力を失う。

第四十三条

この条約は、第三十七条及び第三十八条に規定する批准書、受諾書、承認書又は加入書のうち三番目に寄託されるものの寄託の後三番目の月の初日に効力を生ずる。

その後は、この条約は、次の日に効力を生ずる。

1 その後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三番目の月の初日

2 第三十九条又は第四十条の規定に従ってこの条約が適用される領域又は領域内の地域については、これらの規定による通告の後三番目の月の初日

第四十四条

この条約は、前条第一項の規定に従って効力を生じた日から五年間効力を有する。その日以後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国についても、同様とする。

この条約は、廃棄されない限り、五年ごとに黙示的に更新される。

廃棄は、当該五年の期間が満了する少なくとも六箇月前にオランダ王国外務省に通告する。廃棄は、この条約が適用される領域又は領域内の地域のうち特定のものに限定して行うことができる。

第四十五条

オランダ王国外務省は、ハーグ国際私法会議の構成国及び第三十八条の規定に従って加入した国に対し、次の事項を通報する。

1 第三十七条に規定する署名、批准、受諾及び承認

2 第三十八条に規定する加入

3 第四十三条の規定に従ってこの条約が効力を生ずる日

4 第三十九条に規定する適用宣言

5 第三十八条及び第四十条に規定する宣言

6 第二十四条及び第二十六条第三項に規定する留保並びに第四十二条に規定する留保の撤回

7 前条に規定する廃棄

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十年十月二十五日にハーグで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、オランダ王国政府に寄託するものとし、その認証原本は、外交上の経路を通じてハーグ国際私法会議の第十四回会期の時の各構成国に送付する。

(署名欄は省略)

審査報告書

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年五月二十一日

国土交通委員長 石井 準一

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、要安全確認計画記載建築物の耐震診断の実施の義務付け、耐震改修計画の認定基準の緩和等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、平成二十五年一般会計予算に耐震対策緊急促進事業に係る経費として百億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 大規模な地震の発生に備えて、建築物の耐震診断、耐震改修の促進は喫緊の課題であるが、建築物所有者の負担を伴うものであることから、地方公共団体においても交付金を活用するなど財源確保に優先的に取り組むとともに、特に中小事業者への財政的、技術的支援に努めるよう促すこと。また、これらの業務が円滑に行われるよう、耐震改修が必要な建築物が多数存在する地方公共団体を把握し、十分な情報提供や支援を行うこと。さらに、避難所として指定された場合には耐震化に係る助成率が高くなることについて地方公共団体に周知徹底するとともに、耐震診断が義務化される大規模建築物等以外の建築物についても避難所としての支援を行うなど建築物所有者の負担の軽減を図ること。

二 耐震診断が義務付けられる建築物の所有者に
対し本法の内容の周知に努め、また、地方公共
団体における相談窓口を充実させ、耐震診断の
基準や改修の工法等必要な相談に応じられる体
制を整備するなど、本法の円滑な実施に万全を
期すこと。

三 住宅・建築物の耐震改修の促進に際しては、
建築士・工務店等の地域の建設事業者の参画が
図られるよう努めること。また、耐震化による
安全・安心の向上と併せて、断熱化による省エ
ネ及び人の健康の維持増進や、バリアフリー化
による生活環境の改善が図られるよう、関係施
策の充実のための対策の検討を早急に進めるこ
と。

四 東日本大震災の際に、病院は救急医療の拠点
として、旅館やホテルは避難所として、多くの
被災者を受け入れた実績を踏まえ、非常災害時
に国民の生命・身体を保護する機能を持つこれ
らの民間建築物については、耐震診断の義務付
けや診断結果の公表が経営への大きな負担にな
らないよう、必要な支援を積極的に行うこと。
加えて、迅速に取り組んだ建築物所有者が不利
になることのないよう、公平性を確保する観点
から、耐震診断の結果の公表の時期や方法等に
ついては、当該結果を用途ごとに一覧に取りま
とめた上で公表するなど、建築物の個別の状況
や営業上の競争環境等にも十分に配慮した丁寧
な運用を行うこと。また、建築物の耐震性に係
る表示制度については、建築物の選択に利用者
が混乱を生じないよう、その内容を十分周知す
ること。

五 東日本大震災の被災地において、再度の地震
により建築物に大きな被害が生じることがない

よう、また、各地の復興に支障を来すことがな
いよう、既存建築物の耐震診断、耐震改修に対
し最大限の支援を行うこと。
右決議する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部
を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十五年四月二十三日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 平田 健二殿

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部
を改正する法律案

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一
部を改正する法律

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七
年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第五条」を「第六条」に、「特定建築
物に係る措置(第六条・第七条)」を「建築物の所有
者が講ずべき措置(第七条・第十六条)」に、「第八
条・第十二条」を「第十七条・第二十一条」に、「第
五章 建築物の耐震改修に係る特例(第十三条―
第十六条)」を「第五章 建築物の地震に対する安
全性に係る認定等(第二十一条・第二十四条)
修の必要性に係る認定等(第二十五条・第二十七
条)」に、「第六章」を「第八章」に、「第十七条―第
二

二十七条」を「第三十二条・第四十二条」に、「第七
章」を「第九章」に、「第二十八条―第三十条」を「第
四十三条―第四十六条」に改める。

第二条第二項中「若しくは模様替」を「模様替
若しくは一部の除却」に改める。

第五条の見出しを「(都道府県耐震改修促進計
画)」に改め、同条第三項第三号を同項第五号と
し、同項第二号中「第十条」を「第十九条」に、「認
定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同号を同
項第四号とし、同項第一号中「の通行を妨げ、」を
「建築物集合地域通過道路等を除く。」の通行を妨
げ、市町村の区域を越える相当に、「建築物の」
を「通行障害既存耐震不適格建築物の」に改め、
「耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき」を削
り、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号
を加える。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生し
た場合においてその利用を確保することが公
益上必要な建築物で政令で定めるものであつ
て、既存耐震不適格建築物(地震に対する安
全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令
若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」と
いう。)に適合しない建築物で同法第三条第二
項の規定の適用を受けているものをいう。以
下同じ。)であるもの(その地震に対する安全
性が明らかでないものとして政令で定める建
築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限
る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震
改修の促進を図ることが必要と認められる場
合 当該建築物に関する事項及び当該建築物
に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する
事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合におい

平成二十五年五月二十二日 参議院会議録第二十一号 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案

てその敷地に接する道路(相当数の建築物が
集合し、又は集合することが確実と見込まれ
る地域を通過する道路その他国土交通省令で
定める道路(以下「建築物集合地域通過道路
等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村
の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を
困難とすることを防止するため、当該道路に
その敷地が接する通行障害既存耐震不適格建
築物(地震によって倒壊した場合においてそ
の敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者
の円滑な避難を困難とするおそれがあるもの
として政令で定める建築物(第十四条第三号
において「通行障害建築物」という。)であつて
既存耐震不適格建築物であるものをいう。以
下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又は
その促進を図り、及び耐震改修の促進を図る
ことが必要と認められる場合 当該通行障害
既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に
関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格
建築物(耐震不明建築物であるものに限る。
)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する
事項

第五条第七項及び第八項を削り、同条第六項中
「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を
同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、
同条第四項中「機構又は公社による建築物の耐震
診断及び耐震改修の実施に関する」を「第三項第五
号に定める」に改め、同項を同条第五項とし、同
条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前
項第一号に定める事項を記載しようとするとき
は、当該事項について、あらかじめ、当該建築
物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建

建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者の意見を聴かなければならない。

第三十条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第四十六条とする。

第二十九条第一号中「第十条又は第二十六条第一項」を「第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「第二十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第三号中「第二十四条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号中「第二十四条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者

三 第二十四條第一項又は第四十一條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十九條を第四十五條とする。

第二十八條中「第七條第四項」を「第十三條第一項、第十五條第四項又は第二十七條第四項」に、「同項」を「これら」に改め、同条を第四十四條とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

第四十三條 第八條第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第七章を第九章とする。

第二十七條第一項第一号中「第十八條第二項又は第二十二條から第二十四條まで」を「第三十三條第二項又は第三十七條から第三十九條まで」に改め、同項第二号中「第二十一條第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同項第三号中「第二十一條第三項又は第二十五條」を「第三十六條第三項又は第

四十條」に改め、同項第四号中「第十七條各号」を「第三十二條各号」に改め、第六章中同条を第四十二条とする。

第二十六條の見出し中「報告」を「センターに係る報告」に改め、同条を第四十一條とする。

第二十五條を第四十條とし、第二十四條を第三十九條とする。

第二十三條第二号中「第十九條第二号」を「第三十四條第二号」に改め、同条を第三十八條とする。

第二十二條を第三十七條とし、第二十一條を第三十六條とし、第二十條を第三十五條とする。

第十九條第一号中「認定建築物である特定建築物」を「計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物」に改め、同条を第三十四條とする。

第十八條を第三十三條とする。

第十七條中「第十九條」を「第三十四條」に改め、同条を第三十二條とする。

第六章を第八章とする。

第十六條中「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、第五章中同条を第三十一條とする。

第十五條第一項中「第五條第三項第三号」を「第五條第三項第五号」に改め、同条第二項中「第十五條第一項」を「第三十條第一項」に改め、同条を第三十條とする。

第十四條中「第五條第三項第三号」を「第五條第三項第五号」に改め、同条を第二十九條とする。

第十三條第一項中「第五條第三項第二号」を「第五條第三項第四号」に、「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の十二第一項に規定する中核市の区域内にあつて

は、当該指定都市又は中核市」を「市の区域内にあつては、当該市」に改め、同条第三項中「第十三條第二項」を「第二十八條第二項」に改め、同条を第二十八條とする。

第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二條 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができ

る。

2 所管行政庁は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができ

る。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)、に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができ

る。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三條 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四條 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二條第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三條第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五條 耐震診断が行われた区分所有建築物(二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。))が存する建築物をいう。以下同じ。))の管理者等(同法第二十五條第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は同法第四十九條第一項の規定により置かれた理事をいう。))は、国土交通省令で定め

るところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。 2 所管行政庁は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に對する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。	3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。)の耐震改修が建築物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。 (要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力) 第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。 (要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等) 第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に對する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 第四章中第十二条を第二十一条とする。 第十一条中「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同条を第二十条とする。 第十条の見出し中「報告」を「計画認定建築物に係る報告」に改め、同条中「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同条を第十九条とする。 第九条第一項中「第十三条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第十八条とする。 第八条第三項第三号中「(柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。)」及び「(形状の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。))を伴わないものに限る。)」を削り、同号口中「工事の計画」の下に「第五号口及び第六号口において同じ。」を加え、同項第四号中「耐震関係規定に適合	改め、同条を第二十条とする。 第十条の見出し中「報告」を「計画認定建築物に係る報告」に改め、同条中「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同条を第十九条とする。 第九条第一項中「第十三条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第十八条とする。 第八条第三項第三号中「(柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。)」及び「(形状の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。))を伴わないものに限る。)」を削り、同号口中「工事の計画」の下に「第五号口及び第六号口において同じ。」を加え、同項第四号中「耐震関係規定に適合
せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている」を「既存耐震不適格建築物である」に、「(同法)を」(「建築基準法」に改め、同項に次の二号を加える。 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築することにより当該建築物が建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に對する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第八項において「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。 イ 当該工事が地震に對する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることやむを得ないと認められるものであること。 ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築することにより当該建築物が建築物の建ぺい率(建築面積の敷地面積に對する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。 イ 当該工事が地震に對する安全性の向上を	改め、同条を第二十条とする。 第十条の見出し中「報告」を「計画認定建築物に係る報告」に改め、同条中「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同条を第十九条とする。 第九条第一項中「第十三条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第十八条とする。 第八条第三項第三号中「(柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。)」及び「(形状の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。))を伴わないものに限る。)」を削り、同号口中「工事の計画」の下に「第五号口及び第六号口において同じ。」を加え、同項第四号中「耐震関係規定に適合
図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることやむを得ないと認められるものであること。 七 第八条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。 第八条を第十七条とする。 第七条の見出し中「指導」を「特定既存耐震不適格建築物に係る指導」に改め、同条第一項中「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に、「基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項」を「技術指針事項」に改め、同条第二項中「特定建築物のうち」を「特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては)に、「もの」を「ものに限る。)」に、「特定建築物を」、「特定既存耐震不適格建築物」に、「基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項」を「技術指針事項」に改め、同項各号中「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同項に次の一号を加える。 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物	改め、同条を第二十条とする。 第十条の見出し中「報告」を「計画認定建築物に係る報告」に改め、同条中「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同条を第十九条とする。 第九条第一項中「第十三条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第十八条とする。 第八条第三項第三号中「(柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。)」及び「(形状の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。))を伴わないものに限る。)」を削り、同号口中「工事の計画」の下に「第五号口及び第六号口において同じ。」を加え、同項第四号中「耐震関係規定に適合

官 報 (号 外)

第七条第三項及び第四項中「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同条第五項を次のように改める。 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 第七条第六項を削り、第三章中同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。 (一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等) 第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。	と認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。 第六条第三号を次のように改める。 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物 第六条を第十四条とし、第三章中同条の前に次の七条を加える。 (要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務) 第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に	接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限 (要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等) 第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。 (耐震診断の結果の公表) 第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行ない、又は行わせたときも、同様とする。	(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担) 第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。 (要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力) 第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。 (要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等) 第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者
---	---	--	--

に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 (要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)	(市町村耐震改修促進計画) 第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。 一 建築物が地震によつて倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合	要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項 二 建築物が地震によつて倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。 附則第一項を附則第一条とする。 附則第二項中「第十四条」を「第二十九条」に改め、同項を附則第二条とし、附則に次の一条を加える。 (要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等) 第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を	第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置 第二章中第五条の次に次の一条を加える。	平成一十五年五月二十二日 参議院会議録第二十一号 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案
---	--	---	--	--

し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(附則第四条において「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(建築基準法の一部改正)

第五条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「第八条第一項」を

「第十七条第一項」に改める。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第六条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条の十六第二項中「第八条第四項」を「第十七条第四項」に改め、同条第三項中「第八条第三項」を「第十七条第三項」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項第五号中「第十四条」を「第二十九条」に改める。

投票者氏名

日程第一 平成二十二年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年度政府関係機関決算書「委員長報告」とおり是認すること

賛成者氏名

一七二名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石井 一 君 石橋 通宏君
岩本 司 君 江崎 孝 君
江田 五月君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大河原雅子君
大久保 勉君 大野 元裕君
加賀谷 健君 加藤 敏幸君
金子 恵美君 金子 洋一君
川合 孝典君 北澤 俊美君
郡司 彰君 小西 洋之君
小林 正夫君 小見山幸治君

奥石 東君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君
榎葉賀津也君 田城 郁君
田中 直紀君 武内 則男君
谷 博之君 玉置 一弥君
樽井 良和君 津田弥太郎君
徳永 エリ君 轟木 利治君
那谷屋正義君 直嶋 正行君
中谷 智司君 西村まさみ君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
林 久美子君 広田 一 君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤谷 光信君 藤本 祐司君
藤原 正司君 前川 清成君
前田 武志君 増子 輝彦君
松井 孝治君 松野 信夫君
水岡 俊一君 安井美沙子君
柳澤 光美君 柳田 稔君
山根 隆治君 蓮 舫君
青木 一彦君 赤石 清美君
石井 準一君 磯崎 陽輔君
磯崎 仁彦君 岩井 茂樹君
猪口 邦子君 宇都 隆史君
岩城 光英君 江島 潔君
上野 通子君 大家 敏志君
尾辻 秀久君 岡田 広君
岡田 直樹君 片山さつき君
加治屋義人君 川口 順子君
金子原二郎君 北川イツセイ君
岸 宏一君 小泉 昭男君
熊谷 大君 佐藤 正久君
小坂 憲次君 佐藤 昭子君
佐藤ゆかり君 山東 昭子君

島尻安伊子君 末松 信介君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 高階恵美子君
谷川 秀善君 塚田 一郎君
中川 雅治君 中西 祐介君
中原 八一君 中村 博彦君
二之湯 智君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
長谷川 岳君 長谷川大紋君
橋本 聖子君 福岡 資麿君
藤井 基之君 藤川 政人君
古川 俊治君 牧野たかお君
松村 祥史君 松村 龍二君
松山 政司君 丸山 和也君
三原じゅん子君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
森 まさこ君 山崎 力君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉田 博美君
脇 雅史君 渡辺 猛之君
秋野 公造君 荒木 清寛君
石川 博崇君 魚住裕一郎君
加藤 修一君 草川 昭三君
木庭健太郎君 白浜 一良君
竹谷とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 西田 実仁君
浜田 昌良君 松 あきら君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
渡辺 孝男君 佐藤 公治君
主濱 了君 谷 亮子君
はたともこ君 平山 幸司君
広野ただし君 藤原 良信君

反対者氏名				賛成者氏名			
森 ゆうこ君	亀井亜紀子君	尾立 源幸君	大河原雅子君	岡田 直樹君	岡田 広君	松 あきら君	山口那津男君
谷岡 郁子君	平山 誠君	大久保 勉君	大野 元裕君	加治屋義人君	片山さつき君	山本 香苗君	山本 博司君
舟山 康江君	福島みづほ君	加賀谷 健君	加藤 敏幸君	金子原二郎君	川口 順子君	横山 信一君	渡辺 孝男君
又市 征治君	山内 徳信君	金子 恵美君	金子 洋一君	岸 宏一君	北川イッセイ君	江口 克彦君	小野 次郎君
吉田 忠智君	荒井 広幸君	川合 孝典君	北澤 俊美君	熊谷 大君	小泉 昭男君	川田 龍平君	柴田 巧君
舛添 要一君	川崎 稔君	郡司 彰君	小西 洋之君	小坂 憲次君	佐藤 正久君	寺田 典城君	中西 健治君
自見庄三郎君	森田 高君	小林 正夫君	小見山幸治君	佐藤ゆかり君	島尻安伊子君	藤巻 幸夫君	真山 勇一君
山崎 正昭君	横峯 良郎君	奥石 東君	斎藤 嘉隆君	末松 信介君	鈴木 政二君	松田 公太君	水野 賢一君
		櫻井 充君	芝 博一君	世耕 弘成君	関口 昌一君	山田 太郎君	米長 晴信君
		榛葉賀津也君	田城 郁君	高階恵美子君	谷川 秀善君	佐藤 公治君	主濱 了君
		田中 直紀君	武内 則男君	塚田 一郎君	中川 雅治君	谷 亮子君	はた ともこ君
		谷 博之君	玉置 一弥君	中西 祐介君	中原 八一君	平山 幸司君	広野ただし君
		樽井 良和君	津田弥太郎君	中村 博彦君	二之湯 智君	藤原 良信君	森 ゆうこ君
		徳永 エリ君	轟木 利治君	西田 昌司君	野上浩太郎君	井上 哲士君	市田 忠義君
		那谷屋正義君	直嶋 正行君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	紙 智子君	田村 智子君
		中谷 智司君	西村まさみ君	長谷川大紋君	橋本 聖子君	大門実紀史君	山下 芳生君
		羽田雄一郎君	白 眞勲君	福岡 資麿君	藤井 基之君	亀井亜紀子君	谷岡 郁子君
		林 久美子君	広田 一君	藤川 政人君	古川 俊治君	平山 誠君	舟山 康江君
		福山 哲郎君	藤末 健三君	牧野たかお君	松村 祥史君	福島みづほ君	又市 征治君
		藤谷 光信君	藤本 祐司君	松村 龍二君	松山 政司君	山内 徳信君	吉田 忠智君
		藤原 正司君	前川 清成君	丸山 和也君	三原じゅん子君	片山虎之助君	中山 恭子君
		前田 武志君	増子 輝彦君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	水戸 将史君	荒井 広幸君
		松井 孝治君	松野 信夫君	宮沢 洋一君	森 まさこ君	舛添 要一君	川崎 稔君
		水岡 俊一君	安井美沙子君	山崎 力君	山谷えり子君	自見庄三郎君	森田 高君
		柳澤 光美君	柳田 稔君	山本 一太君	山本 順三君	山崎 正昭君	横峯 良郎君
		山根 隆治君	蓮 舫君	吉田 博美君	脇 雅史君		
		青木 一彦君	赤石 清美君	渡辺 猛之君	秋野 公造君		
		石井 準一君	石井 浩郎君	荒木 清寛君	石川 博崇君		
		磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	魚住裕一郎君	加藤 修一君		
		猪口 邦子君	岩井 茂樹君	草川 昭三君	木庭健太郎君		
		岩城 光英君	宇都 隆史君	白浜 一良君	竹谷とし子君		
		上野 通子君	江島 潔君	谷合 正明君	長沢 広明君		
		尾辻 秀久君	大家 敏志君	西田 実仁君	浜田 昌良君		
賛成者氏名				賛成者氏名			
足立 信也君	相原久美子君	日程第二	平成二十二年国国有財産増減及び現在	足立 信也君	相原久美子君	日程第二	平成二十二年国国有財産増減及び現在
有田 芳生君	池口 修次君	額総計算書		有田 芳生君	池口 修次君	額総計算書	
石井 一君	石橋 通宏君	賛成者氏名		石井 一君	石橋 通宏君	賛成者氏名	
岩本 司君	江崎 孝君	賛成者氏名		岩本 司君	江崎 孝君	賛成者氏名	
江田 五月君	小川 敏夫君	賛成者氏名		江田 五月君	小川 敏夫君	賛成者氏名	

平成二十五年五月二十二日 参議院会議録第二十二号 投票者氏名

石井 一君	石橋 通宏君	岩城 光英君	宇都 隆史君	白浜 一良君	竹谷とし子君	日程第三 平成二十二年国府財産無償貸付状況 総計算書 賛成者氏名 一七七名
岩本 司君	江崎 孝君	上野 通子君	江島 潔君	谷合 正明君	長沢 広明君	足立 信也君
江田 五月君	小川 敏夫君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	西田 実仁君	浜田 昌良君	有田 芳生君
尾立 源幸君	大河原雅子君	岡田 直樹君	岡田 広君	松 あきら君	山口那津男君	石井 一君
大久保 勉君	大野 元裕君	加治屋義人君	片山さつき君	山本 香苗君	山本 博司君	岩本 司君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君	金子原二郎君	川口 順子君	横山 信一君	渡辺 孝男君	江田 五月君
金子 恵美君	金子 洋一君	岸 宏一君	北川イツセイ君	佐藤 公治君	主濱 了君	尾立 源幸君
川合 孝典君	北澤 俊美君	熊谷 大君	小泉 昭男君	谷 亮子君	はた ともこ君	大久保 勉君
郡司 彰君	小西 洋之君	小坂 憲次君	佐藤 正久君	平山 幸司君	広野ただし君	加賀谷 健君
小林 正夫君	小見山幸治君	佐藤ゆかり君	島尻安伊子君	藤原 良信君	森 ゆうこ君	加賀谷 健君
與石 東君	齋藤 嘉隆君	末松 信介君	鈴木 政二君	亀井亜紀子君	谷岡 郁子君	金子 恵美君
櫻井 充君	芝 博一君	世耕 弘成君	関口 昌一君	平山 誠君	舟山 康江君	川合 孝典君
榛葉賀津也君	田城 郁君	高階恵美子君	谷川 秀善君	福島みずほ君	又市 征治君	郡司 彰君
田中 直紀君	武内 則男君	塚田 一郎君	中川 雅治君	山内 徳信君	吉田 忠智君	小林 正夫君
谷 博之君	玉置 一弥君	中西 祐介君	中原 八一君	荒井 広幸君	舩添 要一君	與石 東君
樽井 良和君	津田弥太郎君	中村 博彦君	二之湯 智君	川崎 稔君	自見庄三郎君	櫻井 充君
徳永 エリ君	轟木 利治君	西田 昌司君	野上浩太郎君	森田 高君	山崎 正昭君	榛葉賀津也君
那谷屋正義君	直嶋 正行君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	横峯 良郎君		田中 直紀君
中谷 智司君	西村まさみ君	長谷川大紋君	橋本 聖子君			谷 博之君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	福岡 資鷹君	藤井 基之君			樽井 良和君
林 久美子君	広田 一君	藤川 政人君	古川 俊治君			徳永 エリ君
福山 哲郎君	藤末 健三君	牧野たかお君	松村 祥史君			那谷屋正義君
藤谷 光信君	藤本 祐司君	松村 龍二君	松山 政司君			中谷 智司君
藤原 正司君	前川 清成君	丸山 和也君	三原じゅん子君			羽田雄一郎君
前田 武志君	増子 輝彦君	水落 敏榮君	溝手 顕正君			林 久美子君
松井 孝治君	松野 信夫君	宮沢 洋一君	森 まさこ君			福山 哲郎君
水岡 俊一君	安井美沙子君	山崎 力君	山谷えり子君			藤谷 光信君
柳澤 光美君	柳田 稔君	山本 一太君	山本 順三君			藤原 正司君
山根 隆治君	蓮 舫君	吉田 博美君	脇 雅史君			前田 武志君
青木 一彦君	赤石 清美君	渡辺 猛之君	秋野 公造君			松井 孝治君
石井 準一君	石井 浩郎君	荒木 清寛君	石川 博崇君			水岡 俊一君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	魚住裕一郎君	加藤 修一君			柳澤 光美君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君	草川 昭三君	木庭健太郎君			

反対者氏名

江口 克彦君	小野 次郎君	江口 克彦君
川田 龍平君	柴田 巧君	川田 龍平君
寺田 典城君	中西 健治君	寺田 典城君
藤巻 幸夫君	真山 勇一君	藤巻 幸夫君
松田 公太君	水野 賢一君	松田 公太君
山田 太郎君	米長 晴信君	山田 太郎君
井上 哲士君	市田 忠義君	井上 哲士君
紙 智子君	田村 智子君	紙 智子君
大門実紀史君	山下 芳生君	大門実紀史君
片山虎之助君	中山 恭子君	片山虎之助君
水戸 将史君		水戸 将史君

山根 隆治君	蓮 舫君	吉田 博美君	脇 雅史君	山田 太郎君	米長 晴信君	前田 武志君	増子 輝彦君
青木 一彦君	赤石 清美君	渡辺 猛之君	秋野 公造君	片山虎之助君	中山 恭子君	松井 孝治君	松野 信夫君
石井 準一君	石井 浩郎君	荒木 清寛君	石川 博崇君	水戸 将史君		水岡 俊一君	安井美沙子君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	魚住裕一郎君	加藤 修一君			柳澤 光美君	柳田 稔君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君	草川 昭三君	木庭健太郎君			山根 隆治君	蓮 舫君
岩城 光英君	宇都 隆史君	白浜 一良君	竹谷とし子君			青木 一彦君	赤石 清美君
上野 通子君	江島 潔君	谷合 正明君	長沢 広明君			石井 準一君	石井 浩郎君
尾辻 秀久君	大家 敏志君	西田 実仁君	浜田 昌良君			磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君
岡田 直樹君	岡田 広君	松 あきら君	山口那津男君			猪口 邦子君	岩井 茂樹君
加治屋義人君	片山さつき君	山本 香苗君	山本 博司君			岩城 光英君	宇都 隆史君
金子原二郎君	川口 順子君	横山 信一君	渡辺 孝男君			上野 通子君	江島 潔君
岸 宏一君	北川イツセイ君	佐藤 公治君	主濱 了君			衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
熊谷 大君	小泉 昭男君	谷 亮子君	はた ともこ君			大家 敏志君	岡田 直樹君
小坂 憲次君	佐藤 正久君	平山 幸司君	広野ただし君			岡田 広君	加治屋義人君
佐藤ゆかり君	島尻安伊子君	藤原 良信君	森 ゆうこ君			片山さつき君	金子原二郎君
末松 信介君	鈴木 政二君	井上 哲士君	市田 忠義君			川口 順子君	岸 宏一君
世耕 弘成君	関口 昌一君	紙 智子君	田村 智子君			北川イツセイ君	熊谷 大君
高階恵美子君	谷川 秀善君	大門実紀史君	山下 芳生君			金子 恵美君	小坂 憲次君
塚田 一郎君	中川 雅治君	亀井亜紀子君	谷岡 郁子君			北澤 俊美君	佐藤ゆかり君
中西 祐介君	中原 八一君	平山 誠君	舟山 康江君			小西 洋之君	末松 信介君
中村 博彦君	二之湯 智君	福島みずほ君	又市 征治君			小見山幸治君	世耕 弘成君
西田 昌司君	野上浩太郎君	山内 徳信君	吉田 忠智君			斎藤 嘉隆君	高階恵美子君
野村 哲郎君	長谷川 岳君	荒井 広幸君	舩添 要一君			榛葉賀津也君	塚田 一郎君
長谷川大紋君	橋本 聖子君	川崎 稔君	自見庄三郎君			谷 博之君	中西 祐介君
福岡 資麿君	藤井 基之君	森田 高君	山崎 正昭君			津田弥太郎君	中村 博彦君
藤川 政人君	古川 俊治君	横峯 良郎君				轟木 利治君	西田 昌司君
牧野たかお君	松村 祥史君					直嶋 正行君	野村 哲郎君
松村 龍二君	松山 政司君					西村まさみ君	長谷川大紋君
丸山 和也君	三原じゅん子君					白 眞勲君	福岡 資麿君
水落 敏栄君	溝手 顕正君					広田 一君	藤川 政人君
宮沢 洋一君	森 まさこ君					藤末 健三君	古川 俊治君
山崎 力君	山谷えり子君					藤本 祐司君	松村 祥史君
山本 一太君	山本 順三君					前川 清成君	松山 政司君
							丸山 和也君

反対者氏名

一五名

賛成者氏名

一九一名

日程第四 国際的な子の奪取の民事上の側面に關する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

三原じゅん子君	水落 敏栄君	中山 恭子君	水戸 将史君	林 久美子君	広田 一君	藤井 基之君	藤川 政人君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君	荒井 広幸君	舩添 要一君	福山 哲郎君	藤末 健三君	古川 俊治君	藤野たかお君
森 まさこ君	山崎 力君	川崎 稔君	自見庄三郎君	藤谷 光信君	藤本 祐司君	松村 祥史君	松村 龍二君
山谷えり子君	山本 一太君	森田 高君	山崎 正昭君	藤原 正司君	前川 清成君	松山 政司君	丸山 和也君
山本 順三君	吉田 博美君	横峯 良郎君		前田 武志君	増子 輝彦君	三原じゅん子君	水落 敏栄君
脇 雅史君	渡辺 猛之君			松井 孝治君	松野 信夫君	溝手 顕正君	宮沢 洋一君
秋野 公造君	荒木 清寛君		○名	水岡 俊一君	安井美沙子君	森 まさこ君	山崎 力君
石川 博崇君	魚住裕一郎君			柳澤 光美君	柳田 稔君	山谷えり子君	山本 一太君
加藤 修一君	草川 昭三君			山根 隆治君	蓮 舫君	山本 順三君	吉田 博美君
木庭健太郎君	白浜 一良君			青木 一彦君	赤石 清美君	脇 雅史君	渡辺 猛之君
竹谷とし子君	谷合 正明君			石井 準一君	石井 浩郎君	秋野 公造君	荒木 清寛君
長沢 広明君	西田 実仁君	足立 信也君	相原久美子君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	石川 博崇君	魚住裕一郎君
浜田 昌良君	松 あきら君	有田 芳生君	池口 修次君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	加藤 修一君	草川 昭三君
山口那津男君	山本 香苗君	石井 一君	石橋 通宏君	岩城 光英君	宇都 隆史君	木庭健太郎君	白浜 一良君
山本 博司君	横山 信一君	岩本 司君	江崎 孝君	上野 通子君	江島 潔君	竹谷とし子君	谷合 正明君
渡辺 孝男君	江口 克彦君	江田 五月君	小川 敏夫君	衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	長沢 広明君	西田 実仁君
小野 次郎君	川田 龍平君	尾立 源幸君	大河原雅子君	大家 敏志君	岡田 直樹君	浜田 昌良君	松 あきら君
行田 邦子君	柴田 巧君	大久保 勉君	大野 元裕君	岡田 広君	加治屋義人君	山口那津男君	山本 香苗君
寺田 典城君	中西 健治君	加賀谷 健君	加藤 敏幸君	片山さつき君	金子原二郎君	山本 博司君	横山 信一君
藤巻 幸夫君	真山 勇一君	金子 恵美君	金子 洋一君	川口 順子君	岸 宏一君	山本 博司君	江口 克彦君
松田 公太君	水野 賢一君	川合 孝典君	北澤 俊美君	北川イツセイ君	熊谷 大君	小野 次郎君	川田 龍平君
山田 太郎君	米長 晴信君	郡司 彰君	小西 洋之君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	行田 邦子君	柴田 巧君
佐藤 公治君	主濱 了君	小林 正夫君	小見山幸治君	佐藤 正久君	佐藤ゆかり君	寺田 典城君	中西 健治君
谷 亮子君	はた ともこ君	奥石 東君	斎藤 嘉隆君	島尻安伊子君	末松 信介君	藤巻 幸夫君	真山 勇一君
平山 幸司君	広野ただし君	櫻井 充君	芝 博一君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	松田 公太君	水野 賢一君
藤原 良信君	森 ゆうこ君	榛葉賀津也君	田城 郁君	関口 昌一君	高階恵美子君	山田 太郎君	米長 晴信君
井上 哲士君	市田 忠義君	田中 直紀君	武内 則男君	谷川 秀善君	塚田 一郎君	佐藤 公治君	主濱 了君
紙 智子君	田村 智子君	谷 博之君	玉置 一弥君	中川 雅治君	中西 祐介君	谷 亮子君	はた ともこ君
大門実紀史君	山下 芳生君	樽井 良和君	津田弥太郎君	中原 八一君	中村 博彦君	平山 幸司君	広野ただし君
亀井亜紀子君	谷岡 郁子君	徳永 エリ君	轟木 利治君	二之湯 智君	西田 昌司君	藤原 良信君	森 ゆうこ君
平山 誠君	舟山 康江君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	井上 哲士君	市田 忠義君
又市 征治君	山内 徳信君	中谷 智司君	西村まさみ君	長谷川 岳君	長谷川大紋君	紙 智子君	田村 智子君
吉田 忠智君	片山虎之助君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	橋本 聖子君	福岡 資麿君	大門実紀史君	山下 芳生君

亀井亜紀子君 谷岡 郁子君
平山 誠君 舟山 康江君
福島みずほ君 又市 征治君
山内 徳信君 吉田 忠智君
片山虎之助君 中山 恭子君
水戸 将史君 荒井 広幸君
舩添 要一君 川崎 稔君
自見庄三郎君 森田 高君
山崎 正昭君 横峯 良郎君

反対者氏名

○名

核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議第二回準備委員会における共同声明への日本政府の不賛同に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年五月七日

藤末 健三

参議院議長 平田 健二殿

核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議第二回準備委員会における共同声明への日本政府の不賛同に関する質問主意書

二 ジュネーブで開催された二〇一五年の核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議に向けた第二回準備委員会において、核兵器の人道的提供に関する共同声明(以下「本共同声明」という。)に日本政府は賛同しなかったがその理由は何か。

二 本共同声明は、核兵器が使われると人道上的、破滅的な結果を招くとして二度と使われないことを保証する唯一の手段は完全な(核)廃絶だと

する内容であり、南アフリカやスイスなど七十四か国が賛同したが、世界唯一の被爆国であるわが国が賛同しなかった。これは、国際社会にわが国の意志と外交力の不足を示すことになるのではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 二〇一二年五月の第一回準備委員会においても、スイスなど十六か国が同様の共同声明を発表したが、日本政府としては参加しなかった。その理由を明確に示されたい。

四 わが国は世界で唯一の被爆国として、北朝鮮の核武装の問題も含めて核廃絶を訴える立場にあると考えるが、政府の具体的な将来的取組を示されたい。

平成二十五年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員藤末健三君提出核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議第二回準備委員会における共同声明への日本政府の不賛同に関する質問、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議第二回準備委員会における共同声明への日本政府の不賛同に関する質問に対する答弁書

一 及び三について
我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器使用の影響に関して各国よりも実態を知っているところである。核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号)の運用検討会議第二回準備委員会において発出された核兵器の人道的影響に関する共同声明については、核兵器の使用が直後の被害のみならず、社会経済や将来世代にわたって耐え難い損害をもたらす旨言及されており、このような基本的な考え方は支持できるものであった。

政府としては、北朝鮮の核開発問題を含む我が国を取り巻く厳しい安全保障環境にも鑑み、当該共同声明における表現について慎重かつ真剣に検討した上で、我が国の当該共同声明への賛同が可能となるよう、関係国と修文協議を行ったが、最終的には時間の制約から、協議が整わず賛同を見送らざるを得なかったものである。今後、同様の共同声明が発出される場合に、当該共同声明に賛同する可能性を真剣に模索する方針である。

同会議第一回準備委員会において発出された「核軍縮の人道的側面に関する共同声明」に関しては、同様に、我が国を取り巻く厳しい安全保障環境にも鑑み、当該共同声明における表現について慎重かつ真剣に検討した結果として、賛同することを見送ったものである。

我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器の惨禍を二度と繰り返してはならないとの考えを様々な機会に繰り返し表明しているとともに、国際会議等において自らの被爆体験を証言する被爆者(昭和二十年八月に広島県広島市及び長崎県長崎市に投下された原子爆弾による被爆者をいう。)の方を「非核特使」として委嘱している。また、国際連合総会において、毎年、核軍縮に関する決議案を提出している。さらに、核軍縮・不拡散に対する立場を共有する国が構成する「軍縮・不拡散イニシアティブ」による活動を通じて、我が国が中心となり、現実的かつ

着実な核軍縮・不拡散の取組の提案を行っているところである。このように我が国としては、核兵器のない世界を目指して、国際社会における核軍縮・不拡散のための努力を主導してきている。また、今後、同様の共同声明が発出される場合に、当該共同声明に賛同する可能性を真剣に模索する方針であることを、政府として表明している。したがって、「国際社会にわが国の意志と外交力の不足を示す」との御指摘は当たらないと考えている。

また、北朝鮮に対しては、今後とも、全ての核兵器及び既存の核計画の放棄を強く求めていくこととしている。

我が国としては、引き続き現実的かつ着実な取組を通じて、核兵器のない世界を目指して国際社会を主導していく考えである。

著作権等の権利処理及びクールジャパンの推進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年五月七日

藤末 健三

参議院議長 平田 健二殿

著作権等の権利処理及びクールジャパンの推進に関する質問主意書

地方公共団体等の行政機関が、いわゆる「ゆるキャラ」を始めとするキャラクターやシンボルマーク等の公募を行う際、当該キャラクター等の著作権については、行政機関に全て譲渡する旨の条件が課されることが多い。また、著作者に一身

専属し、譲渡することのできない著作者人格権についても、著作者による権利行使しない旨の特約が締結されることが多い。

このように、著作権等の譲渡等が行われ、著作者への対価が入選賞金のみとなる場合、経済的に厳しい状況下にある個人クリエイターや小規模のデザイン事務所は、創作活動の継続に困難を来す可能性がある。また、大規模なデザイン事務所についても、キャラクター等の創作に要する費用を抑える傾向が生じ、公募作品のクオリティーが下がるとの声が聞かれる。

現在、我が国では、「クールジャパン」の推進に向けて、クリエイティブ産業の育成や国内外への発信強化等の施策が積極的に進められているが、著作権等の権利処理の在り方を含め、クリエイターの創作活動を取り巻く環境整備は、「クールジャパン」を推進する上で非常に重要である。

右を踏まえ、以下質問する。

一 行政機関がキャラクター等の公募を行う際の著作権等の権利処理の在り方について、政府の見解を示されたい。

二 クールジャパンの担い手となるクリエイターの創作環境の向上に向けた現在の取組及び今後の方針について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十五年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員藤末健三君提出著作権等の権利処理及びクールジャパンの推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出著作権等の権利処理及びクールジャパンの推進に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、一般的には、公募を実施する行政機関等が、当該公募の趣旨及び目的に照らして、利用しようとするキャラクター等について、著作権及び著作者人格権の取扱いや対価の支払を含め、その利用方法を適切に判断するものと考えている。

二について

お尋ねについては、キャラクター等のコンテンツの著作者（以下単に「著作者」という。）に対し、当該コンテンツから得られる利潤が適正に還元される環境を整備することが重要であると考えており、関係省庁において「広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」及び「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を策定し、コンテンツの製作を委託する親事業者と当該委託を受ける個人又は法人たる下請事業者との間の公正な取引を促進し、下請事業者の利益の保護を図っているところである。このことは、下請事業者である個人の著作者や法人たる下請事業者と雇用関係にある個人の著作者の制作環境の向上に資するものと考えている。引き続き、これらのガイドラインの普及啓発を行うなど、著作者の制作環境の向上に努めてまいりたい。

インターネットによる選挙運動解禁を受けた対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年五月七日

参議院議長 平田 健二殿

藤末 健三

インターネットによる選挙運動解禁を受けた対応に関する質問主意書

本年四月十九日に公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正公職選挙法」という。）が成立したことにより、次回の参議院議員通常選挙からインターネットによる選挙運動が解禁されることとなった。そこで、インターネットによる選挙運動の実施に当たり想定される課題とその対策等に関する、以下質問する。

一 誹謗中傷・なりすまし対策等

1 ウェブサイト等に、特定候補者・政党等に係る虚偽の情報が掲載された場合、当該候補者・政党等の選挙運動に深刻な影響が及ぶおそれがある。こうした事態への対策の一つとして、改正公職選挙法では、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）の特例が設けられ、候補者・政党等からプロバイダ等に情報削除の申出があった場合の削除同意照会期間について、通常の「七日」から「二日」に短縮された。この特例の実効性を高めるには、プロバイダ責任制限法の運用改善も必要と考えられる。改正公職選挙法の成立を受けて、電気通信事業者等により構成され、関係省庁もオブザー

バーとして参加する「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」では、インターネットによる選挙運動に伴う対応に係る検討が進められていると承知しているが、これに関連して、次の二点について政府の見解を示されたい。

（一）各プロバイダに対し、候補者・政党等からの情報削除の申出を受け付ける専用の連絡窓口の設置を義務付け、その連絡先を候補者・政党等が把握できるように仕組みを設けるべきではないか。

（二）現行のガイドラインでは、プロバイダ責任制限法による削除申請手続を郵送により受け付けることとされているが、手続の簡素化が必要ではないか。

2 改正公職選挙法では、選挙運動用電子メールの解禁主体や送信先の限定に係る規定の違反等について、新たな罰則規定が設けられている。これらの罰則規定について、構成要件該当性の判断基準を明確かつ具体的に示していく必要があると考えられるが、どのような方法により周知していく予定も含め、政府の見解を示されたい。

3 参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における改正公職選挙法に対する附帯決議では、「政府は、海外からのインターネットを利用した選挙の公正を阻害するような行為につき、必要な対策を講ずること」とされている。そこで、具体的にいかなる対策が考え得るのか示されたい。

二 選挙管理委員会への支援等

1 インターネットによる選挙運動の解禁に際しては、選挙管理委員会の対応能力を高める

ため、政府による各種研修の開催等が必要になると考えられるが、その実施に係る政府の方針を示されたい。

2 韓国では、インターネットによる選挙運動に係る不正行為を監視するため、選挙管理委員会に専門の部署が置かれている。我が国においても同様の対応を取るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 インターネットによる選挙運動の解禁と選挙運動費用

1 一般に、インターネットによる選挙運動を解禁することによる効果の一つとして、選挙運動費用の削減が可能となることが挙げられる。そこで、今回の改正公職選挙法が選挙運動費用にどのような影響を及ぼすと見込まれるか。政府の見解を示されたい。

2 改正公職選挙法により政党等による有料バナー広告の使用が認められることを受けて、選挙に係る経費の増大や政党の資金力による格差が生じることが懸念されている。そこで、政党等による有料バナー広告に係る経費については上限を設けるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

3 インターネットによる選挙運動については、従来の方法による選挙運動以上に、選挙運動と政治活動の線引きが難しくなると考えられる。そこで、選挙運動期間前に多額の経費をかけて作成した政治活動用コンテンツを、選挙運動に流用することは可能か、政府の見解を示されたい。また、選挙運動への流用が可能である場合、当該コンテンツ作成に要した経費は、選挙運動費用に算入され、選挙運動費用収支報告の対象となるのか、併せて見解を示されたい。

四 将来的な技術革新への対応等

1 改正公職選挙法では、電子メールについて、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(以下「特定電子メール法」という。)の定義を用いている。特定電子メール法は、電子メールの定義規定(特定電子メール法第二条第一号)において、具体的な通信方式については総務省令に委任しており、これを受けた特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令が、該当する通信方式を「その全部又は一部においてシンプルメールトランスファープロトコルが用いられる通信方式」(以下「SMTP」という。)及び「携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式」(以下「SMS」という。)と規定している。これに関連し、次の二点について政府の見解を示されたい。

(一) 今後、SMTPやSMSを用いない電子メールサービスが提供されるようになり、前述の総務省令に規定された通信方式が改正されることとなれば、公職選挙法の運用にも影響が及ぶ。そこで、総務省令に規定された通信方式を改正する際には、その施行前に、議員を含め、幅広い周知を行うことが重要となるが、どのように取り組む方針か。

(二) 改正公職選挙法の審議において、SNSのメッセージ機能等は電子メールに当たらないとの説明がなされたが、その一方で、SNSが内部で用いている技術については非公開の部分もあるとされる。今後、特定のSNSのメッセージ機能においてSMTPが用いられていることが

判明した場合は、当該SNSのメッセージ機能についても電子メールとして扱われることになるのか。

2 インターネット検索サイトにおける検索結果の表示順は、ウェブサイト閲覧者数の増減に大きな影響を及ぼすと言われている。選挙に関する検索サイトの利用に関連し、検索結果の表示順が不正に操作されるようなことがあれば、選挙の公正が阻害されることになりかねない。そこで、これに関連し、次の二点について政府の見解を示されたい。

(一) 検索サイトにおける検索結果の表示順が不正に操作されていると考え得る事態が生じた場合、政府としていかなる措置を講ずることが可能と考えられるか。

(二) 検索サイトを運営する企業の中には、その主要な機能を海外に置くものも存在するが、こうした企業に対し、政府としていかなる対応を求めることが可能と考えられるか。

平成二十五年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員藤末健三君提出インターネットによる選挙運動解禁を受けた対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出インターネットによる選挙運動解禁を受けた対応に関する質問に対する答弁書

一の1の(一)については、一義的にはプロバイダ等

の自主的な判断に委ねられるべきものであるが、第百八十三回国会において成立した公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第十号。以下「改正法」という。)により改正された特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第三十七号。以下「プロバイダ責任制限法」という。)の円滑な運用に資するよう、総務省においても、平成二十五年四月二十六日付けの文書により、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会及び一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(以下「通信関連四団体」という。)のそれぞれに対し、選挙運動の期間中に公職の候補者等により名誉侵害情報の送信防止措置を講ずるよう申出が行われる場合の通信関連四団体の加盟各社における受付窓口の設置の推奨を始め、プロバイダ責任制限法の一部改正の趣旨を踏まえた適切な対応を講ずるよう要請を行ったところである。

一の1の(2)について
通信関連四団体が策定した「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」においては、従来より、侵害情報の送信防止措置を講ずるよう申出を行うに当たっては、電子メールによる方法も認められることとなっていると承知している。

一の2について
政府としては、御指摘の「新たな罰則規定」も含め、改正法の内容を総務省ホームページに掲載するなど改正法の内容の周知を図るとともに、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会に

対して改正法の内容の周知を依頼しているほか、本年の参議院議員通常選挙に向けて、参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿を届け出る予定の政党その他の政治団体等を対象とした説明会等を開催する予定である。

一の3について

政府としては、海外からインターネットを利用した選挙の公正を害する犯罪が行われた場合には、警察において外国捜査機関と緊密に連携して対処することとしているほか、関係機関において必要に応じ適切に対応してまいりたいと考えている。

二の1について

政府としては、本年四月二十六日に、各都道府県に対して「公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(通知)」(平成二十五年四月二十六日付け総行選第二十七号)を発出するとともに、各都道府県及び政令指定都市の選挙管理委員会の職員を対象に改正法の内容についての説明会を開催したところであり、今後とも通知の発出や説明会の開催等を通じて、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会に改正法の内容の周知を図ってまいりたいと考えている。

二の2について

お尋ねについては、改正法の国会審議において、その提案者から「公的な監視委員会みたいなものを設けるかどうか」という議論はあり得べきことだと思えますし、例えば韓国なんかにそうした類似した例があるわけでございしますが、日本の場合において、それは憲法上保障された表現の自由ですとか政治活動の自由というものもございしますので、そうしたものについて、私どもとしては慎重に検討すべきだと考えており

ます。」との答弁がなされているものと承知しています。

三の1について

インターネット等を選挙運動で使用する事については、一般に、金のかからない選挙の実現に資すると考えているが、選挙運動は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)に定められた範囲内でそれぞれの公職の候補者等の自由な意思に基づき行われるものであることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

三の2について

お尋ねについては、政党その他の政治団体の政治活動の在り方に関わることであることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えている。

三の3について

お尋ねの「選挙運動への流用」の意味するところが必ずしも明らかでないが、選挙運動期間前に作成した政治活動のための候補者のホームページをそのまま放置して選挙運動期間を迎えたケースを例にとると、当該ホームページの内容や活用の態様によつては、当該ホームページの公開が事前運動と認められ、当該公開を行った者が一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処せられる場合があり、当該ホームページの作成に要した経費の支出が当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙運動に対する報酬として行われたものと認められるなど改正法による改正後の公職選挙法(以下「新公職選挙法」という。)第二百二十一条の規定に抵触し、当該支出を行った者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処せられる

場合があり、また、当該支出が選挙運動を行うために支出されたものと認められ、新公職選挙法第百八十九条の規定に基づき選挙運動に関する支出の報告の対象となる場合があると考えている。いずれにせよ、個々の行為が新公職選挙法上どのように評価されるかについては、具体の事実に応じて個別に判断されるべきものである。

四の1の(一)について

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令(平成二十一年総務省令第八十五号)を改正する場合には、改正の内容について十分な周知を図っていくことが必要と考えている。

四の1の(二)について

お尋ねの「特定のSNSのメッセージ機能」が、特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。)であつて、その全部又は一部においてシンプルメールトランスファープロトコルが用いられる通信方式を用いるものである場合には、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールに該当することとなるが、「インターネット選挙運動等に関する各党協議会」が平成二十五年四月二十六日に策定した「改正公職選挙法(インターネット選挙運動解禁)ガイドライン(第一版)」においては、「フェイスブックやLINEなどのユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、「電子メー

ル」ではなく、「ウェブサイト等」に含まれる。ただし、一般の電子メール(Eメール等)を用いてフェイスブックアドレスにメッセージを送信する等の場合には、その一部にSMTP方式を使用することとなるため、このような態様によるメッセージの送信は「電子メール」の送信に当たることとなる。」とされていると承知している。

四の2について

御指摘の「検索結果の表示順が不正に操作される」や「選挙の公正が阻害される」の意味するところが必ずしも明らかでないが、「インターネット検索サイト」は民間企業の事業活動として運営されているものであり、政府として、何らかの新たな措置を講ずることは現時点において考えていない。

古屋拉致問題担当大臣の記者会見に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十五年五月八日

参議院議長 平田 健二殿
有田 芳生

古屋拉致問題担当大臣の記者会見に関する質問主意書

古屋拉致問題担当大臣(以下「大臣」とする)が就任以降行った記者会見内容について質問します。
一大臣は、本年二月八日の会見において、拉致の可能性を排除できない失踪者(以下「失踪者」とする)について、DNA型鑑定のために資料

採取をしていくよう各都道府県警に指示した旨の発言をしています。この資料採取対象者となる失踪者は、警察庁が平成二十四年十一月一日現在で全国に八百六十八人存在すると公表した失踪者と理解してよろしいですか。

二 前記一の八百六十八人の失踪者数は、その後も変化はありませんか。

三 本年五月一日現在で、何名の失踪者について資料採取が完了したかを明らかにして下さい。また、どのような手順で資料採取が行われるかについても明らかにして下さい。

四 大臣は、前記一の会見において、今まで告訴・告発があった案件で採取に対応した件数は六十件になると述べています。今回資料採取の対象となる失踪者も告訴・告発のあった案件に限られるのですか。対象者の範囲をお示し下さい。

五 大臣は、本年三月八日の会見において、警察庁外事課に失踪者の事案に関する取組の強化を目的として、十名程度の「特別指導班」を設置した旨の発言をしています。この特別指導班が対象とする失踪者は、警察庁が平成二十四年十一月一日現在で全国に八百六十八人存在すると公表した失踪者と理解してよろしいですか。

六 前記五の特別指導班は、本年五月一日現在で、何名の失踪者について特別指導をしたのですか。また、その指導方法についても明らかにして下さい。

七 大臣は、本年三月三十日、鳥取県米子市で行った記者会見において、最後の拉致問題担当大臣になる覚悟を決めている旨の発言をしています。大臣の発言からすれば、前記一の失踪者のDNA型鑑定のための資料採取も、また、前

記五の特別指導班による指導も、大臣就任期間中にすべて完了する覚悟であると理解してよろしいですか。

右質問する。

平成二十五年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員有田芳生君提出古屋拉致問題担当大臣の記者会見に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出古屋拉致問題担当大臣の記者会見に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

警察においては、御指摘の八百六十八人のうち、これまでに発見された四人を除く八百六十四人の北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者を対象に、DNA型鑑定の資料を採取することとしている。

DNA型鑑定の資料の採取に際しては、告訴・告発の有無にかかわらず、DNA型鑑定の資料を採取することが可能かを検討し、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者又はその家族の口腔内細胞等を、当該家族の同意を得た上で採取することとしている。

本年四月三十日現在で、百五十二人の北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者に係るDNA型鑑定の資料を採取したところである。

五及び六について
警察庁警備局外事情報部外事課に設置された特別指導班においては、同班の担当職員出張

させるなどとして、一から四までについて述べた八百六十四人の北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者に係る事案の捜査・調査に関して、都道府県警察に対し必要な指導を行っているところである。

七について

一から四までについて述べたDNA型鑑定の資料の採取及び五及び六について述べた特別指導班による指導のいずれについても、可能な限り速やかに完了することとしている。

石綿が原因で肺がんになった方の認定基準に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年五月八日

川田 龍平

参議院議長 平田 健二殿

石綿が原因で肺がんになった方の認定基準に関する再質問主意書

一 石綿関連疾患の医学的な国際的コンセンサスが最も得られていると考えられるヘルシンキ・クライテリアが示した、職業上のばく露において中皮腫一人に対して肺がんは二人に発生するとの見解について、今般、それ以上に信頼に足る国際的コンセンサスを獲得している患者発生数予測の知見があると政府は認識しているのか明らかにされた。

二 平成二十五年四月二十二日に提出した「石綿が原因で肺がんになった方の認定基準に関する

質問主意書における、「石綿による疾病に関する労災保険給付と特別遺族給付金について、平成十八年度からの旧認定基準適用時に肺がんとして請求のあった件数、その中でばく露期間が十年以上あった件数、さらに、その中における支給決定・不支給決定の件数を十一に大別される作業別に明らかにされた。なお、平成二十四年二月九日付けの厚生労働省発基労〇二〇九第一号として開示した文書の範囲内での件数であればその旨を記されたい」との質問に対して、集計していない旨の答弁であったが、政府は、行政文書の開示請求を受けて平成二十四年二月九日付け厚生労働省発基労〇二〇九第一号で開示した文書も存在していないとの認識であるのか明らかにされたい。

三 平成二十三年十月十九日の第八回石綿による疾病の認定基準に関する検討会に資料七「石綿肺がんの労災決定事案の概要」として示されている資料にあるように胸膜ブランク所見の有無、石綿ばく露作業従事期間等が集計されている。なお集計数は後日の同検討会で訂正がなされている。この集計に基づく不支給決定件数の中で、ばく露期間が十年以上あった件数と、さらにその中で石綿小体が乾燥肺重量一グラム当たり、①一本以上千本未満の件数、②千本以上二千本未満の件数、③二千本以上三千本未満の件数、④三千本以上四千本未満の件数、⑤四千本以上五千本未満の件数、⑥五千本以上の件数をそれぞれ十一に大別される作業別に明らかにされた。

四 平成十八年四月一日から平成二十四年三月二十八日まで石綿関連肺がんとして労災保険法

に基づく保険給付及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金に関する請求のあったもののうち、不支給決定によつてその取消しを求めて行政訴訟に発展した件数を明らかにされたい。また、そのうちの現時点における終結・係争中の数をそれぞれ明らかにされたい。

右質問する。

平成二十五年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員川田龍平君提出石綿が原因で肺がんになった方の認定基準に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出石綿が原因で肺がんになった方の認定基準に関する再質問に對する答弁書

一について

御指摘の「国際的コンセンサス」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、[Asbestos, asbestosis, and cancer: the Helsinki criteria for diagnosis and attribution. Scand J Work Environ Health. 1997; 23: 311-6]においては、西欧等では、石綿の使用が千九百七十年代にピークに達し、約八億人の人口につき、毎年、約一万件の中皮腫と約二万件の石綿で誘発された肺がんが発生すると見積もられている旨が示されていると承知している。

二について

お尋ねの「平成二十四年二月九日付け厚生労働省発基勞〇二〇九第一号で開示した文書」(以

下「開示文書」という。)は、存在していると認識している。

なお、先の質問主意書(平成二十五年四月二十二日提出質問第八一三)の中の「平成十八年度からの旧認定基準適用時」は、平成十八年四月一日から平成二十四年三月二十八日までの間を指すものであるが、開示文書は、石綿にばく露したことにより肺がんを発症したとしてなされた保険給付(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による保険給付をいう。以下同じ。)の請求に對して、平成十八年二月九日から平成二十二年十一月三十日までの間において支給又は不支給の決定を行った件数を集計したものである。

三について

御指摘の「資料七「石綿肺がんの労災決定事実の概要」」は、石綿にばく露したことにより肺がんを発症したとしてなされた保険給付の請求に對して、平成十八年二月九日から平成二十二年十一月三十日までの間において支給又は不支給の決定を行った件数を集計したものである。お尋ねの石綿に十年以上ばく露したことにより肺がんを発症したとしてなされた保険給付の請求に對して、平成十八年二月九日から平成二十二年十一月三十日までの間において不支給の決定を行った件数は三百四十七件であり、そのうち乾燥肺重量一グラム当たりの石綿小体の本数の計測結果が存在する件数は四十三件であり、そのうち当該計測結果が一本以上千本未満の件数を「石綿による疾病の認定基準について」(平成十八年二月九日付け基發第〇二〇九〇〇一厚生労働省労働基準局長通達)第1の2の(1)から

(1)までに掲げる十一の作業(以下「十一作業」という。)別にお示しすると、「(1) 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業(以下「第一号作業」という。))が零件、(2) 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業(以下「第二号作業」という。))が零件、(3) 次のアからオまでに掲げる石綿製品の製造工程における作業(中略)石綿を含有する製品(以下「第三号作業」という。))が一件、(4) 石綿の吹付け作業(以下「第四号作業」という。))が零件、(5) 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業(以下「第五号作業」という。))が一件、(6) 石綿製品の切断等の加工作業(以下「第六号作業」という。))が五件、(7) 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業(以下「第七号作業」という。))が二件、(8) 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業(以下「第八号作業」という。))が二件、(9) 石綿を不純物として含有する鉱物(タルク(滑石)等)等の取扱作業(以下「第九号作業」という。))が零件、(10) 上記(1)から(9)までに掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業(以下「第十号作業」という。))が十六件、(11) 上記(1)から(10)の作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける作業(以下「第十一号作業」という。))が七件、作業不明が一件であり、当該計測結果が千本以上二千本未満の件数を十一作業別にお示しすると、第一号作業が零件、第二号作業が零件、第

三号作業が零件、第四号作業が零件、第五号作業が二件、第六号作業が零件、第七号作業が一件、第八号作業が零件、第九号作業が零件、第十号作業が零件、第十一号作業が四件であり、当該計測結果が二千本以上三千本未満の件数を十一作業別にお示しすると、第一号作業が零件、第二号作業が零件、第三号作業が零件、第四号作業が零件、第五号作業が零件、第六号作業が零件、第七号作業が零件、第八号作業が零件、第九号作業が零件、第十号作業が零件、第十一号作業が一件、第十一号作業が零件であり、当該計測結果が三千本以上四千本未満の件数を十一作業別にお示しすると、第一号作業が零件、第二号作業が零件、第三号作業が零件、第四号作業が零件、第五号作業が零件、第六号作業が零件、第七号作業が零件、第八号作業が零件、第九号作業が零件、第十号作業が零件、第十一号作業が零件であり、当該計測結果が四千本以上五千本未満の件数を十一作業別にお示しすると、第一号作業が零件、第二号作業が零件、第三号作業が零件、第四号作業が零件、第五号作業が零件、第六号作業が零件、第七号作業が零件、第八号作業が零件、第九号作業が零件、第十号作業が零件、第十一号作業が零件であり、当該計測結果が五千本以上の件数を十一作業別にお示しすると、第一号作業が零件、第二号作業が零件、第三号作業が零件、第四号作業が零件、第五号作業が零件、第六号作業が零件、第七号作業が零件、第八号作業が零件、第九号作業が零件、第十号作業が零件、第十一号作業が零件である。

四について

平成二十五年五月十三日現在において厚生労働省発基勞〇二〇九第一号で開示した文書(以

働省として把握している限りでは、石綿にばく露したことにより肺がんを発症したとして平成十八年四月一日から平成二十四年三月二十八日までの間においてなされた保険給付及び特別遺族給付金(石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)による特別遺族給付金をいう)の請求に対して、その不支給の決定の取消しを求めて提起された行政訴訟の件数は九件であり、そのうち終結した件数は三件、係争中の件数は六件である。

放射線に関する副読本に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年五月十日

神本美恵子

参議院議長 平田 健二殿

放射線に関する副読本に関する質問主意書
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、多くの放射性物質が大気中に放出された。放射線が人体に与える影響に関する確固たる数値基準は存在しないため、放射線被ばくを可能な限り少なくすることが求められていることに鑑み、放射線による感受性の高い子どもたちは、生きていく上で避けられないものを除き、できる限り放射線被ばくを避けていくべきであると考えられている。

現在、文部科学省において、放射線に関する副読本の改訂作業が行われていると承知している。我が国の未来を担う子どもたちが学ぶ学校教育の

場においては、子どもたちの無用な被ばくを避けるため、また、いわれなき差別やいじめの発生を防ぐため、放射線防護や原子力エネルギーに関する正しい知識を身に付け、自ら判断できるよう知識と考え方を教えていく必要がある。そこで、以下のとおり質問する。

一 学校現場において「放射線教育」や「原発・エネルギー教育」を取り上げる際に、原発と核の危険性、放射線被ばくの危険性、放射性廃棄物の処分問題、再生可能エネルギーへの転換の必要性等について、子どもたちに正しく教えるべきと考えるが、政府の具体的な取組について明らかにされたい。

二 放射性物質に汚染された地域で、今なお生活せざるを得ない子どもたちの健康と将来を保障するため、放射線被ばくをできるだけ避ける実践的な方法を教える教育をすべきと考えるが、政府の具体的な取組について明らかにされたい。

三 平成二十五年三月十三日の衆議院予算委員会において、下村文部科学大臣は、「事故後の状況の変化を踏まえて、放射線に関する副読本を改訂するための経費など必要な経費を計上して」との答弁を行っているが、平成二十五年度予算案における放射線に関する副読本の改訂のための予算額の内訳を明らかにされたい。また、改訂に向けた検討スケジュールを具体的に示されたい。

四 放射線に関する副読本の改訂作業に当たっては、放射線被ばくによる人体への影響に詳しい有識者のみならず、子どもたちの放射線被ばくを心配する保護者、学校関係者等から幅広く意

見を聴く機会を設け意見を反映すべきと考えるが、これらの者の改訂作業への関与について、政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

平成二十五年五月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員神本美恵子君提出放射線に関する副読本に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神本美恵子君提出放射線に関する副読本に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、中学校学習指導要領(平成二十五年文部科学省告示第二十八号)の社会科学において、「環境やエネルギーに関する課題を取り上げ」ることとし、その解説において、「我が国は・・・風力発電や太陽光発電などの新しいエネルギーの開発に努力しているといった程度の内容を取り扱う」とし、中学校学習指導要領の理科において、「人間は、水力、火力、原子力などからエネルギーを得ていることを知ること」とともに、「放射線の性質と利用にも触れる」とし、その解説において、「エネルギーを有効、安全に利用することの重要性を認識させる」と、「水力、火力、原子力、太陽光などによる発電の仕組みやそれぞれの特徴について理解させる」と、「原子力発電ではウランなどの核燃料からエネルギーを取り出していること、核燃料は放射線を出してい

ること・・・にも触れる」ととし、また、高等学校学習指導要領(平成二十一年文部科学省告示第三十四号)の公民政治・経済において、「地球環境と資源・エネルギー問題・・・について、政治と経済とを関連させて探究させる」とし、その解説において、「太陽光や風力などの新エネルギーの利用など、様々な方策を検討する必要があることを理解させる」とし、高等学校学習指導要領の理科物理基礎において、「人類が利用可能な水力、化石燃料、原子力、太陽光などを源とするエネルギーの特性や利用などについて、物理学的な視点から理解すること」とともに、「原子力」については、関連して放射線及び原子力の利用とその安全性の問題にも触れる」とし、その解説において、「原子力については、関連して、 α 線、 β 線、 γ 線、中性子線などの放射線の特徴と利用、線量の単位など、放射線及び原子力の利用とその安全性の問題にも触れる」とし、その解説において、学校教育において生徒の発達段階に応じて適切に指導することとしている。加えて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(以下「福島原発事故」という。)を踏まえ、平成二十三年に、文部科学省において学校教育における児童生徒に対する指導の一助として、小学校用、中学校用及び高等学校用の放射線等に関する副読本(以下単に「副読本」という。)を作成し、各学校等へ配布しており、当該副読本において、放射線の基礎知識や放射線による人体への影響、事故が起きた時の心構え等について説明している。

二について

お尋ねについては、各学校における児童生徒

等に対する指導の一助として、福島原発事故を踏まえて文部科学省が福島県教育委員会等に対して発出した通知において、学校生活を送る上で児童生徒等が受ける線量を低く抑えるための留意事項を示しているとともに、副読本において、放射線から身を守る方法等について説明している。

三及び四について

お尋ねについては、平成二十五年度予算において「放射線に関する教育に資する教材の作成、配布」に要する経費として、一億九千三百二十四万六千円を計上しており、その内訳は、諸謝金が五十一万六千円、職員旅費が十三万三千円、委員等旅費が百一万六千円、教職員研修費が一億九千五百五十八万八千円である。また、改訂の具体的なスケジュール及び改訂に当たって行う意見聴取の対象者については現時点では未定であるが、平成二十五年度中に改訂することができるよう、今後速やかに取り組んでまいりたい。

TPP協定交渉における日米両国の公開文書の不一致に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年五月十三日

参議院議長 平田 健二殿

舟山 康江

TPP協定交渉における日米両国の公開文書の不一致に関する質問主意書

日本政府は、平成二十五年三月十五日以降のTPP協定交渉に係る事前協議内容について、日米両国で確認した「合意文書」は、「日米間の協議結果の確認に関する往復書簡(仮訳)」(平成二十五年四月十二日)(佐々江駐米大使とマランティスUS TR代表代行の書簡)及び「自動車貿易TOR(仮訳)」(平成二十五年四月十二日)の二つとしてい

る。これらの合意文書を受けて日本政府が作成した「日米協議の合意の概要」(以下「概要」という。)と米国US TRが作成した文書(以下「米国文書」という。)の内容には大きな隔たりがある。

そこで、以下のとおり質問する。
一 同じ合意文書に基づいたとされる両国の発表内容が、なぜこのように食い違うのかについて、日本政府としての見解を明らかにされたい。

二 日米両国で、事前に互いの発表内容を確認したか。
三 概要発表後、日本政府は、両国の発表文書の相違について、「US TRの発表内容には関知しない」と述べている。しかし、TPPのような貿易交渉において、日本側が発表した合意内容と食い違う内容が米国から発表された場合、少なくとも日本政府としては米国に事実関係を確認し、相違点を明らかにし、国民に説明した内容と異なるのであればそうだった理由を説明する義務があると考えるが、この点について政府の見解を明らかにされたい。

そもそも、協議の相手国が自国と異なる内容を発表したことについて「関知しない」というのでは「合意」とはいえないと考えるが、いかがか。
四 自動車の分野に関し、概要と米国文書では、

自動車貿易に関する交渉について、TPP協定交渉と並行して行うこととし、その協議対象事項が記載されている。また米国が輸入車にかけの関税の撤廃時期を最大限遅らせること、及びこれは韓米FTAにおける米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回る事が合意されたことある。しかし、米国文書には「輸入自動車特別取扱制度(PHE)の適用台数を二倍以上に引き上げる」と、「PHEの下で一モデルあたり年間五千台までの輸出が許可される」とことについて、「日本側から一方的決定を発表された」と記載されている。自動車分野に関して、日米事前協議の実際の合意内容はどのようなものなのか、明らかにされたい。

五 保険の分野に関し、米国文書には、「両政府は公平な競争条件の問題に取り組むことで合意した」と明記されている。また、「日本がかんぽ生命の新規商品の承認を当面凍結した」と一方的に発表したと記されている。しかし、日本政府の概要にも、佐々江大使書簡にもそのような記述はない。保険の分野に関して、日米事前協議の実際の合意内容はどのようなものなのか、明らかにされたい。

六 非関税措置に関し、概要では「TPP交渉と並行して非関税措置に取り組む」と触れているだけであるが、米国文書では、項目別に詳細な内容が列記されている上、「この結果は法的拘束力を有する協定等を通じて実施」とある。非関税措置に関して、日米事前協議の実際の合意内容はどのようなものなのか、明らかにされたい。
右質問する。

平成二十五年五月二十一日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 平田 健二殿
参議院議員舟山康江君提出TPP協定交渉における日米両国の公開文書の不一致に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員舟山康江君提出TPP協定交渉における日米両国の公開文書の不一致に関する質問に対する答弁書
一から六までについて
本年四月十二日に日米両政府がその終了を発表した、我が国の環太平洋パートナーシップ協定交渉参加に関する日米間の協議の結果について、両国の合意内容を構成する文書は、当該結果を確認する佐々江米米駐米特命全權大使発マランティス米米通商代表代行宛ての同日付けの書簡(以下「日本側書簡」という。)及び同書簡の附属文書である「自動車貿易TOR」並びに通商代表代行発同大使宛ての同日付けの返書(以下「米米側返書」という。)のみであり、日本側書簡と米米側返書の内容は同一である。したがって、当該合意内容について、日米両政府間に齟齬はない。その上で、日本側書簡及び「自動車貿易TOR」並びに米米側返書以外に日米両政府がそれぞれの国内で公表した文書に関しては、両国の政府がそれぞれの国民への説明のために作成したものであることから、日米両政府は、相手国側の当該文書の内容について、事前確認すべきものではなく、また、我が国政府として、米米側側の当該文書の内容に対する見解について、説明する立場にない。

発行所 平一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号 電話 〇三(3587)4294
独立行政法人国立印刷局 定価 本号一部 二五円
本体 二〇円